

※図、データ、参考資料等については、今後追加します。

岐阜県障がい者総合支援プラン

(素案)

未定稿

平成 27 年 3 月
岐阜県

< 目 次 >

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の性格及び位置付け	2
3 計画の期間	2
4 障害保健福祉圏域の設定	4
5 計画の推進	5
(1) 期待される役割と責務	5
(2) 施策の推進体制	5
第2章 障がい者及び障がい者を取り巻く施策の動向	6
1 障がい者の動向	6
(1) 身体障がい者	7
(2) 知的障がい者	10
(3) 精神障がい者	12
(4) 難病患者	14
2 障がい者を取り巻く施策の動向	15
(1) 国の障害者基本計画	15
(2) 障害者総合支援法の施行	15
(3) 障害者虐待防止法の施行	16
(4) 障害者雇用促進法の改正	16
(5) 障害者優先調達推進法の施行	16
(6) 障害者差別解消法の成立	16
(7) 障害者権利条約の批准	16
第3章 計画の概要	17
1 基本目標	17
2 施策体系	17
第4章 分野別施策	19
I 安心して暮らせる社会環境づくり	19
1 障がいの人権尊重と心のバリアフリーの推進	19
(1) 障がいを理由とした差別解消、虐待の防止	19
(2) 相互理解を深める教育の推進	21
(3) 障がい者の権利・利益の保護	22

2 福祉を支える地域社会の構築	23
(1) 地域での支え合い活動の発展支援	23
(2) 県ボランティア・市民活動支援センターにおけるボランティア活動の促進	24
3 福祉のまちづくりの推進	26
(1) ひとにやさしいまちづくりの推進	26
(2) 安全な移動、交通対策の推進	27
4 身近な相談支援体制の確立	29
5 鷲山地区福祉ゾーン等の再整備	33
(1) 鷲山地区福祉ゾーンの再整備	33
(2) 県立ひまわりの丘の再整備	35
6 情報環境の整備	36
(1) 情報バリアフリー化の推進	36
(2) 意思疎通支援の充実	36
7 安全な暮らしの確保（防災・防犯対策）	38
8 福祉人材の確保支援と育成	40
II 社会参加を進める支援の充実	43
1 教育の充実	43
2 雇用・就労の促進	48
(1) 障がい者の一般就労拡大プロジェクトの推進	48
(2) 福祉的就労の充実	51
3 外出や移動の支援	54
4 障がい者スポーツ、芸術・文化活動等の充実	55
(1) 障がい者スポーツの振興	55
(2) 障がい者の芸術・文化活動の振興	56
III 日常生活を支える福祉の充実	58
1 障がい者の地域生活支援	58
(1) 親亡き後の住まいの場の確保と地域生活移行支援	58
(2) 入院中の精神障がい者の地域移行支援	60
2 施設入所者への環境・サービスの質の向上	62
3 所得保障制度及び経済的負担軽減制度の活用促進	63
IV 質の高い保健・医療提供体制の整備	64
1 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・治療体制の充実	64
2 障がい児者に対する医療と福祉の連携による支援の充実	66
(1) 保健・医療体制の充実	66
(2) 療育体制の充実	67
(3) 発達障がい児者支援の充実	68

(4) 重症者（重症心身障がい者、難病者等）支援の充実	71
3 リハビリテーション体制の整備	74
 第5章 国の基本指針に即して定める「第4期障害福祉計画」	75
1 計画の策定にあたって	75
(1) 計画の性格及び位置付け	75
(2) 第4期計画の期間	75
(3) 障害保健福祉圏域の設定	75
(4) 計画の推進体制	76
(5) 障害福祉サービス等の見込量の算出	76
2 数値（成果）目標	77
(1) 平成29年度の数値（成果）目標の設定	77
3 障害福祉サービス等の見込量と確保策等	84
(1) 指定障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保策等	84
(2) 圏域ごとの障害福祉サービス等の見込量について	95
 第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項	107
1 県が行う地域生活支援事業の実施に関する事項	107
(1) 専門性の高い相談支援事業	107
(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	109
(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	110
(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	110
(5) 広域的な支援事業	111
第6章のとりまとめ（地域生活支援事業（都道府県事業））	113
 第7章 達成目標	114
I 安心して暮らせる社会環境づくり	114
II 社会参加を進める支援の充実	115
III 日常生活を支える福祉の充実	116
IV 質の高い保健・医療提供体制の整備	117
 【参考】	
「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）」（国の基本指針）	
に掲げる都道府県障害福祉計画に定める事項等（抜粋）	118

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

本県では、平成7年3月に「岐阜県障害者基本計画」（平成7年度～16年度）を、平成17年3月には「岐阜県障害者支援プラン」（平成17年度～21年度）を策定し、県の障がい者施策の総合的な推進に取り組んできました。また、平成22年3月にはプランを改定し、「第2期岐阜県障がい者支援プラン」として、「障がいのある人が安心して暮らせる人にやさしい岐阜県づくり」を基本目標に、施策の一層の推進を図っております。

一方、平成18年4月には「障害者自立支援法」が施行され、障害の種別に関わりなく、市町村により福祉サービスを一元的に提供される体制となりました。そして同法に基づき、本県においても第1期及び第2期の「岐阜県障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの提供体制の確保と充実を図ってまいりました。また、平成24年3月には、前2期計画の実施状況を踏まえつつ、「第3期岐阜県障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保と円滑な事業実施を図っております。

この間、国においては、障害者自立支援法に代わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が平成25年4月に施行され、「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加え、障害福祉サービス等の対象とするなどの見直しが行われました。

また、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」批准に向け、平成23年に「障害者基本法」が改正され、障害者の定義を見直し、差別禁止の中に合理的配慮の概念が盛り込まれました。平成24年4月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が施行され、平成25年4月には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」が施行されました。さらに、平成25年6月には、障害者に対する差別的取扱いの禁止などが盛り込まれた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が成立しました。これら一連の国内法の整備を踏まえ、平成26年1月に「障害者権利条約」を批准しました。

本県では、このような障がい者施策の目まぐるしい変化に的確に対応しながら、県の実情を踏まえ、県内の障がい者への福祉サービスの更なる向上を図り、障がい者が安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり」の着実な進展を目指して、総合的な施策推進が図れるよう、「岐阜県障がい者支援プラン」と「岐阜県障害福祉計画」を統合し、「岐阜県障がい者総合支援プラン」として策定するものです。

2 計画の性格及び位置付け

(1) この計画は、障害者基本法第9条第2項の規定に基づく「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画」、及び障害者総合支援法第8・9条の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」として策定するものであり、県の障がい者福祉施策推進に当たっての基本的な考え方や実施施策等を包括的に記述するとともに、障害福祉サービスの提供体制の確保の方策やその質の向上にために講ずる措置を定め、今後の障がい者福祉施策の総合的な推進を図ろうとするものです。

なお、この計画は、県政運営の指針である「岐阜県長期構想（平成21～30年度）」及び「岐阜県長期構想中間見直し（平成26～30年度）」の内容を踏まえたものとしております。

(2) この計画は県全体の障がい者施策の基本的方向を示すものであり、障害者基本法第9条第3項の規定に基づく市町村障害者計画策定に当たっての基本となるものです。また、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として定めるものです。

(3) 岐阜県の障がい者福祉の向上に関するものである限り、県が自ら取り組む施策・事業のみならず、障がい者を中心とした県民、民間事業者、市町村、国等が取り組む施策・事業についても必要に応じて盛り込んでいます。

(4) この計画における障がい者とは、障害者基本法第2条の定義に基づき、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能障がいのある方で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方」とします。このため、手帳保持者に限らず、障がいによる支援を必要とする方を「障がい者」と捉え、その支援を進めてまいります。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

ただし、昨今の障がい者を取り巻く施策の変化に的確に対応するため、必要に応じて点検・見直しを行います。

岐阜県障がい者総合支援プランについて

○ 趣 旨

- ・障がい者のための施策に関する基本的な計画を定めた「第2期岐阜県障がい者支援プラン」と、障害福祉サービス等に関する具体的な数値目標等を定めた「第3期岐阜県障害福祉計画」が共に平成27年3月末で終期を迎えた。
- ・これまで別々に定めていた両計画の一層の調和を図り、障がい者施策を総合的に推進するため、両計画を一体化して、「岐阜県障がい者総合支援プラン」と総称する。

	岐阜県障害者計画 (第2期岐阜県障がい者支援プラン)	岐阜県障害福祉計画 (第3期岐阜県障害福祉計画)		
根 拠 法	障害者基本法11条2項	障害者総合支援法89条		
計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間について法の定め「無し」 ・現行「第2期岐阜県障がい者支援プラン」はH22～H26の5年間 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間について法の定め「有り」 ・現行「第3期岐阜県障害福祉計画」はH24～H26の3年間 		
計画の趣旨	障害者のための施策全般に関する基本的な計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供の確保に関する計画		
対応関係	<p>■「岐阜県障害福祉計画」は「岐阜県障害者計画」の特定分野(障害福祉サービス等の提供)について目標値等を設定。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px; vertical-align: top;"> 岐阜県障害者計画 計画に定める事項 【総論】 ○基本理念、施策の方向 【各論】 ○分野別施策(施策の展開) • 生活支援 • 保健・医療 • 教育 • 社会参加 • 生活環境 • 安全・安心 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px; vertical-align: top;"> 岐阜県障害福祉計画 計画に定める事項 【指定障害福祉サービス等の見込量等】 ○各年度毎のサービス種類毎の見込量 ○見込量確保のための方策 ○各年度毎の相談支援の見込量 ○地域生活支援事業(県実施事業)に関する事項 【目標値の設定】 ○福祉施設の入所者の地域生活への移行 ○退院可能精神障がい者の地域生活への移行 ○福祉施設から一般就労への移行 </td> </tr> </table>		岐阜県障害者計画 計画に定める事項 【総論】 ○基本理念、施策の方向 【各論】 ○分野別施策(施策の展開) • 生活支援 • 保健・医療 • 教育 • 社会参加 • 生活環境 • 安全・安心	岐阜県障害福祉計画 計画に定める事項 【指定障害福祉サービス等の見込量等】 ○各年度毎のサービス種類毎の見込量 ○見込量確保のための方策 ○各年度毎の相談支援の見込量 ○地域生活支援事業(県実施事業)に関する事項 【目標値の設定】 ○福祉施設の入所者の地域生活への移行 ○退院可能精神障がい者の地域生活への移行 ○福祉施設から一般就労への移行
岐阜県障害者計画 計画に定める事項 【総論】 ○基本理念、施策の方向 【各論】 ○分野別施策(施策の展開) • 生活支援 • 保健・医療 • 教育 • 社会参加 • 生活環境 • 安全・安心	岐阜県障害福祉計画 計画に定める事項 【指定障害福祉サービス等の見込量等】 ○各年度毎のサービス種類毎の見込量 ○見込量確保のための方策 ○各年度毎の相談支援の見込量 ○地域生活支援事業(県実施事業)に関する事項 【目標値の設定】 ○福祉施設の入所者の地域生活への移行 ○退院可能精神障がい者の地域生活への移行 ○福祉施設から一般就労への移行			

○ 計画の期間

- 岐阜県障がい者総合支援プランの計画期間は、3ヵ年とする。

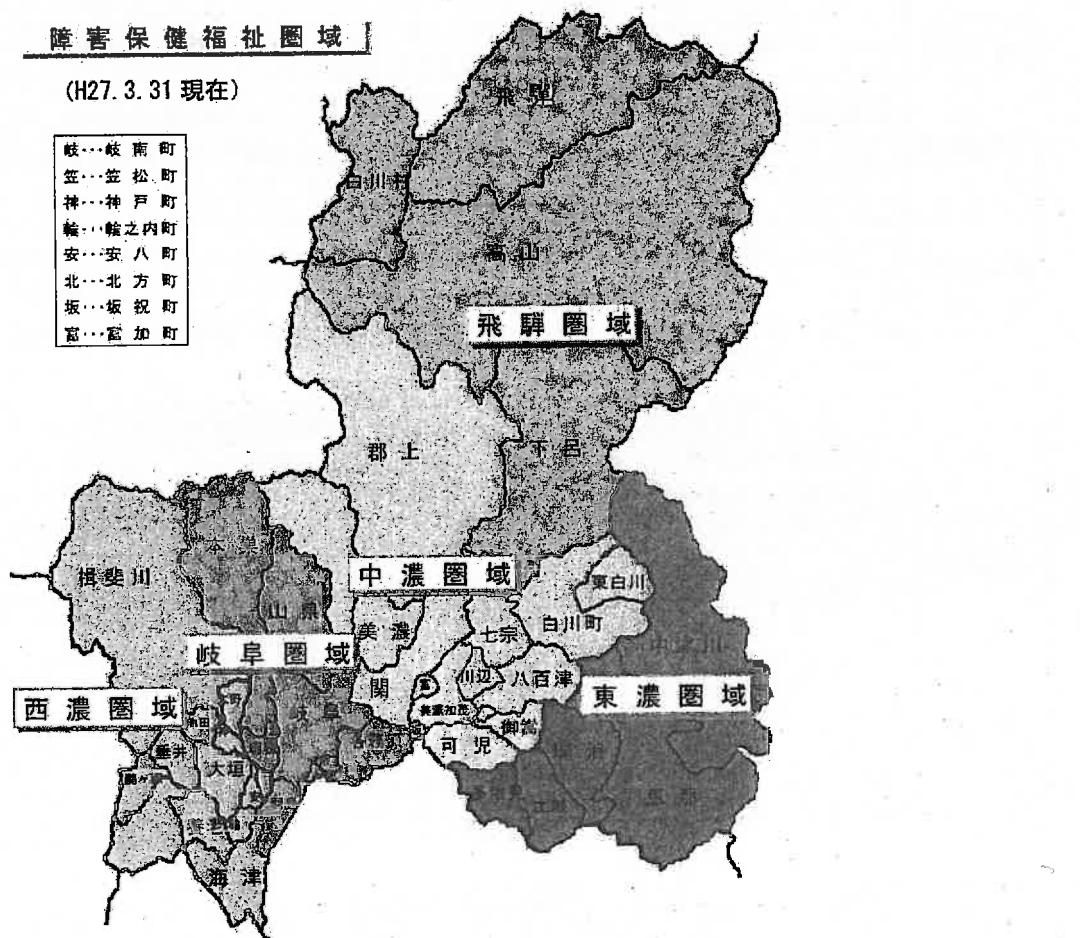
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障害者 計画	第2期岐阜県障がい者支援プラン					岐阜県障がい者総合 支援プラン		
障害福 祉 計 画	第2期岐阜県 障害福祉計画		第3期岐阜県障害福祉計画			岐阜県障害者計画	→ 第4期岐阜県障害福祉計画	

4 障害保健福祉圏域の設定

現在の障がい者福祉は、障がい者に身近な行政主体である市町村が、当事者のニーズを的確に把握したうえで主体的に取り組んでいくことが重要となっていますが、障がい者は市町村ごとの対象者が少なく、障がいの種類によっては専門的な対応が必要となることから、複数の市町村による広域的な取組みも必要あります。

そこで、県内に次の5つの障害保健福祉圏域を設定し、必要なサービスを圏域の中で計画的に推進する体制を確立します。

なお、この圏域設定は、岐阜県保健医療計画二次医療圏及び岐阜県老人保健福祉圏域と同一としております。



圏域名	区 域
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃圏域	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

5 計画の推進

(1) 期待される役割と責務

障がいの有無にかかわらず、県民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現するためには、行政だけではなく、企業、地域住民組織、NPO、ボランティアなど公共的サービスの多様な担い手と連携して県政を進めていくために課題を共有し、それぞれが課題解決のために自らの役割分担と責務を自覚して積極的・主体的に取り組むことが期待されます。

また、地域によって異なる多様な課題に対応し、住民が望むサービスを提供していくために、できる限り住民に近い市町村がサービスの実施主体であることを踏まえながら、市町村や国と課題を共有し、対等な立場で課題解決に向けて協力して取り組んでいくという姿勢を基本としています。

(2) 施策の推進体制

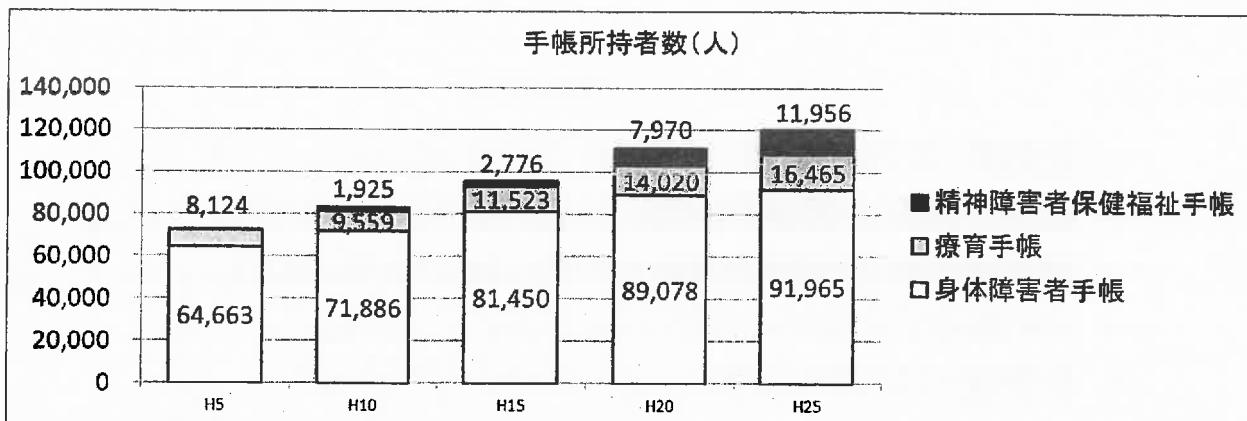
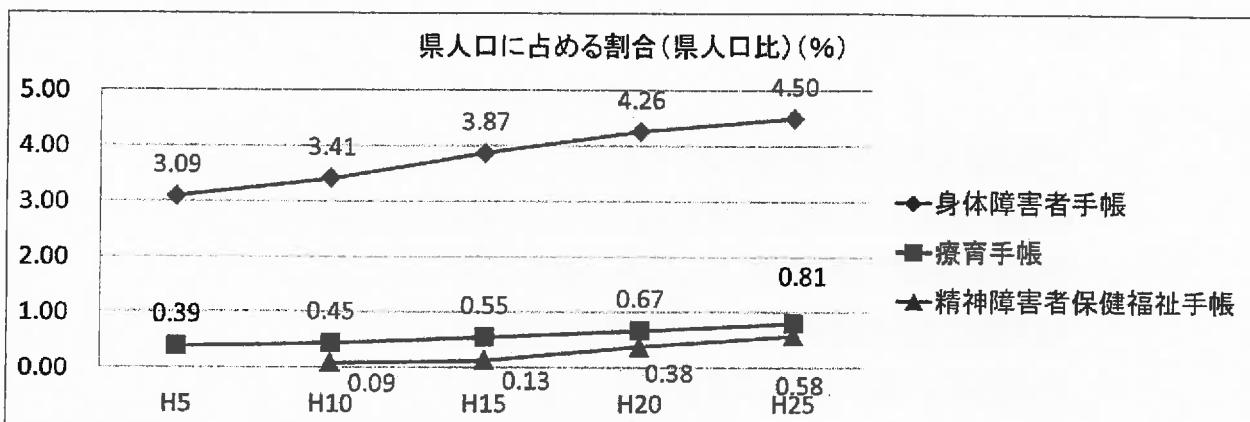
- ① 県は、この計画の内容が市町村障害者計画に適切に反映され、着実な実施が図られるよう、市町村の自主性、主体性を尊重しつつ、市町村障害者計画の策定、改定等の支援を行います。
- ② 施策の推進にあたっては、市町村と県との連携を密にし、協働して障がい者福祉の向上に努めます。
- ③ 計画の進捗状況等を「岐阜県障害者施策推進協議会」に報告し、適切な進行管理と評価を行い、評価結果の公表に取り組みます。また、計画の推進や見直し等にあたっても、「岐阜県障害者施策推進協議会」や「岐阜県障がい者総合支援懇話会」等で意見を聴取するとともに、障がい者団体や県民ニーズ等を十分踏まえて進めます。

第2章 障がい者及び障がい者を取り巻く施策の動向

1 障がい者の動向

平成25年度末現在で、県内の手帳所持者は、身体(身体障害者手帳)91,965人、知的(療育手帳)16,465人、精神(精神障害者保健福祉手帳)11,956人、合計120,386人となっています。

平成5年度末現在(精神は平成10年度末現在)と比べて、身体(42.2%増)、知的(102.7%増)、精神(521%増)とすべての障がいにおいて手帳所持者が増加しており、県人口に占める割合(県人口比)も年々増加の傾向にあります。



	(単位:人、%、各年度末現在)									
	H5		H10		H15		H20		H25	
所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	
身体障害者手帳	64,663	3.09	71,886	3.41	81,450	3.87	89,078	4.26	91,965	4.50
療育手帳	8,124	0.39	9,559	0.45	11,523	0.55	14,020	0.67	16,465	0.81
精神障害者保健福祉手帳	手帳制度は平成7年から	1,925	0.09	2,776	0.13	7,970	0.38	11,956	0.58	
合計	72,787	3.48	83,370	3.95	95,749	4.55	111,068	5.31	120,386	5.89

※県人口比は住民基本台帳人口による

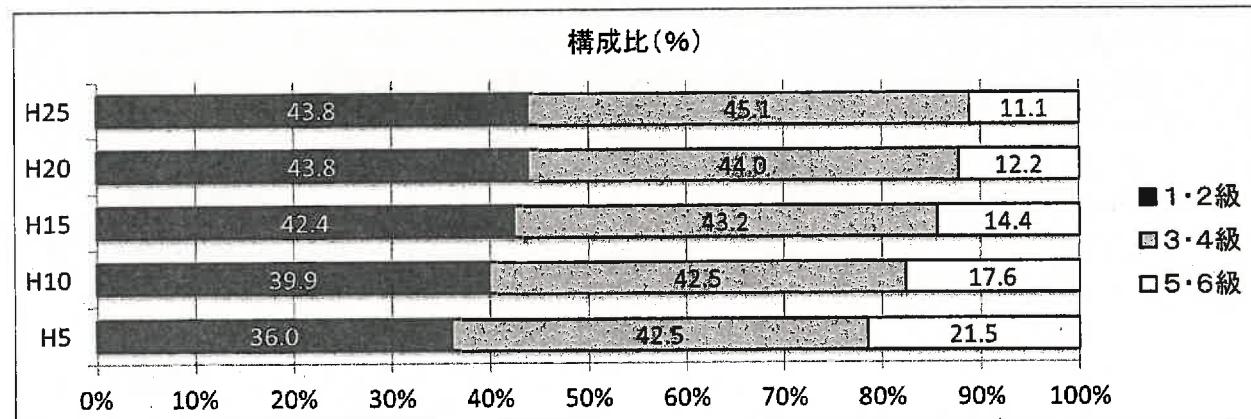
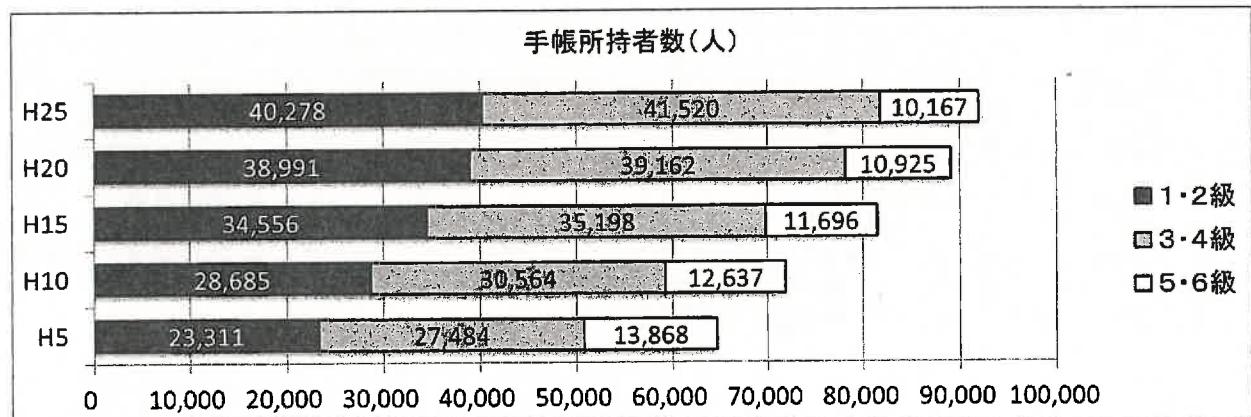
(1) 身体障がい者

① 障害等級別

障害等級別に見ると、3・4級の中度障がい者が41,520人(構成比45.1%)と最も多く、次いで1・2級の重度障がい者が40,278人(同43.8%)、5・6級の軽度障がい者が10,167人(同11.1%)となっています。

平成5年度から平成25年度までの等級別の構成比の推移を見ると、重度障がい者及び中度障がい者の構成比が増加しているのに対し、軽度障がい者の構成比が減少しており、障がいの重度化がうかがえます。

障害等級別の推移 (H5~H25年度)



(単位:人、%、各年度末現在)

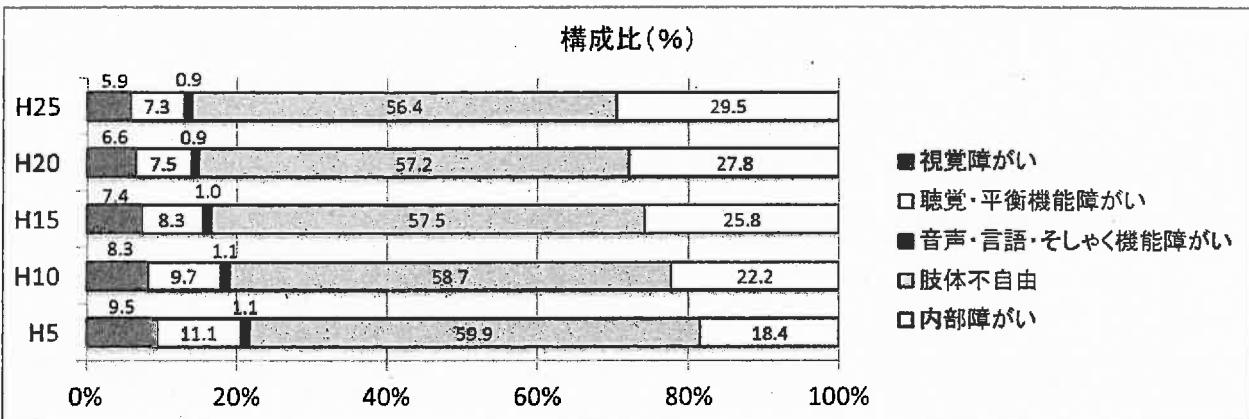
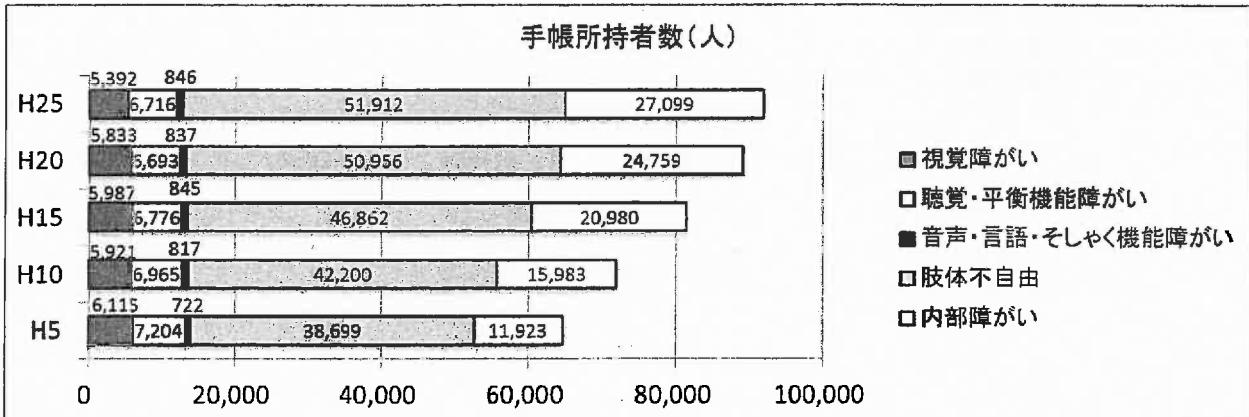
	H5		H10		H15		H20		H25	
	所持者数	構成比								
1・2級(重度障がい者)	23,311	36.0	28,685	39.9	34,556	42.4	38,991	43.8	40,278	43.8
3・4級(中度障がい者)	27,484	42.5	30,564	42.5	35,198	43.2	39,162	44.0	41,520	45.1
5・6級(軽度障がい者)	13,868	21.5	12,637	17.6	11,696	14.4	10,925	12.2	10,167	11.1
合計	64,663	100.0	71,886	100.0	81,450	100.0	89,078	100.0	91,965	100.0

② 障がい部位別

障がい部位別に見ると、「肢体不自由」が 51,912 人(構成比 56.4%)と最も多く、全体の半数以上を占めています。次いで「内部障がい」が 27,099 人(同 29.5%)と多く、全体の約 3 割を占めています。

平成 5 年度から平成 25 年度までの部位別の構成比の推移を見ると、「内部障がい」が 18.4%から 29.5%と大幅に増加しているのに対し、その他の障がいの構成比は減少しており、「視覚障がい」及び「聴覚・平衡機能障がい」については、人数そのものが減少しています。

障がい部位別の推移 (H5~H25 年度)

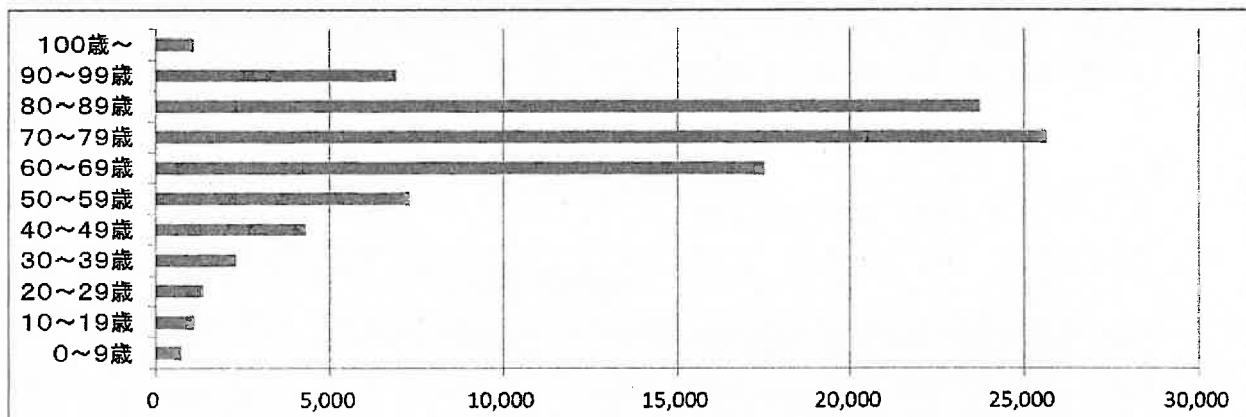


	H5		H10		H15		H20		H25	
	所持者数	構成比								
視覚障がい	6,115	9.5	5,921	8.3	5,987	7.4	5,833	6.6	5,392	5.9
聴覚・平衡機能障がい	7,204	11.1	6,965	9.7	6,776	8.3	6,693	7.5	6,716	7.3
音声・言語・そしゃく機能障がい	722	1.1	817	1.1	845	1.0	837	0.9	846	0.9
肢体不自由	38,699	59.9	42,200	58.7	46,862	57.5	50,956	57.2	51,912	56.4
内部障がい	11,923	18.4	15,983	22.2	20,980	25.8	24,759	27.8	27,099	29.5
合計	64,663	100.0	71,886	100.0	81,450	100.0	89,078	100.0	91,965	100.0

③ 年齢階層別

年齢階層別に見ると、70歳代が最も多く、次いで80歳代、60歳代の順となっており、身体障がい者は高齢者が大半を占めていることがうかがえます。

身体障害者手帳所持者の年齢別分布（平成26年3月末現在、人）



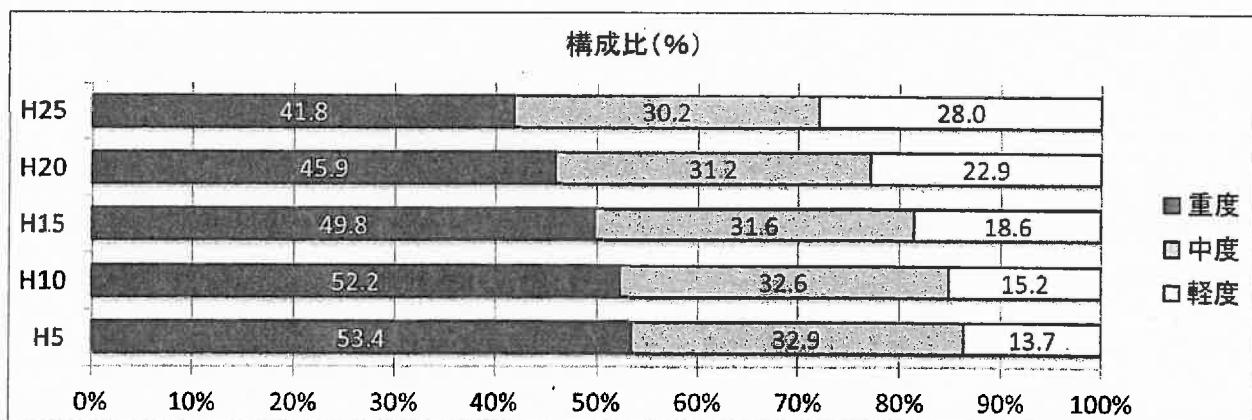
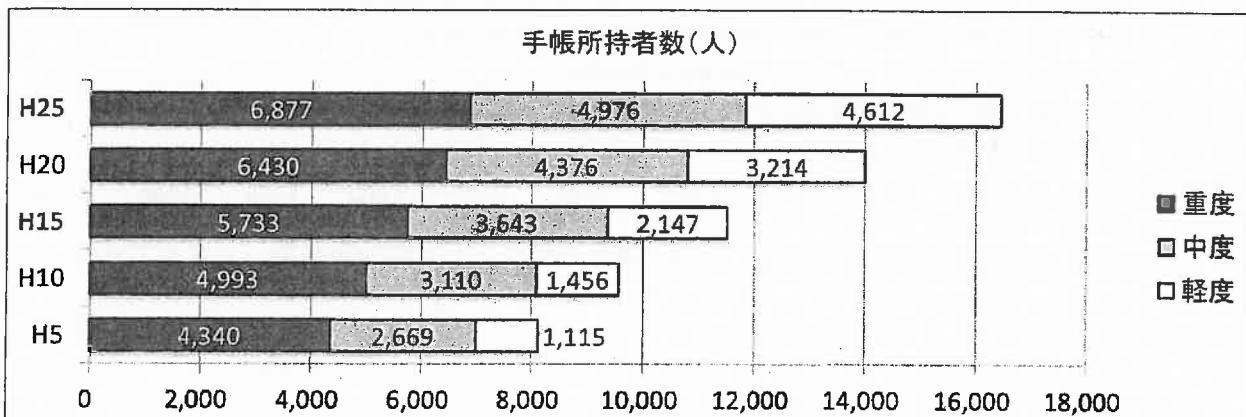
(2) 知的障がい者

① 障害程度別

障害程度別に見ると、重度(A、A1、A2)が 6,877 人(構成比 41.8%)と約 4 割を占めて最も多く、次いで中度(B1)が 4,976 人(同 30.2%)、軽度(B2)が 4,612 人(同 28.0%)となっています。

平成 5 年度から平成 25 年度までの障害程度別の構成比の推移を見ると、特に軽度(B2)が増加傾向にあります。

障害程度別の推移 (H5~H25 年度)

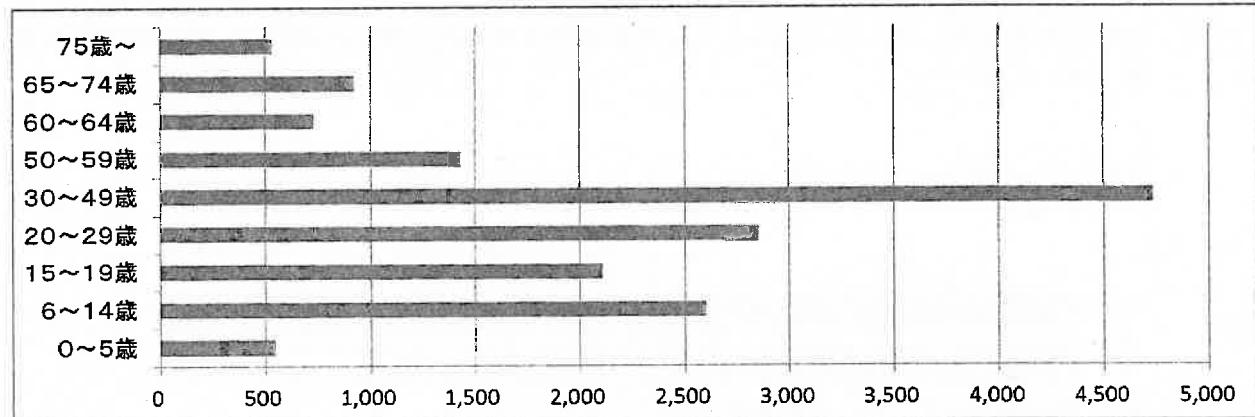


	H5		H10		H15		H20		H25	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
重度(A,A1,A2)	4,340	53.4	4,993	52.2	5,733	49.8	6,430	45.9	6,877	41.8
中度(B1)	2,669	32.9	3,110	32.6	3,643	31.6	4,376	31.2	4,976	30.2
軽度(B2)	1,115	13.7	1,456	15.2	2,147	18.6	3,214	22.9	4,612	28.0
合計	8,124	100.0	9,559	100.0	11,523	100.0	14,020	100.0	16,465	100.0

② 年齢階層別

年齢階層別に見ると、身体障がい者とは異なり、10歳代から50歳代までまんべんなく分布していることがうかがえます。

療育手帳所持者の年齢別分布（平成26年3月末現在、人）



(※なお、療育手帳所持数については、統計の都合上、年齢分布が均一となっておりません。)

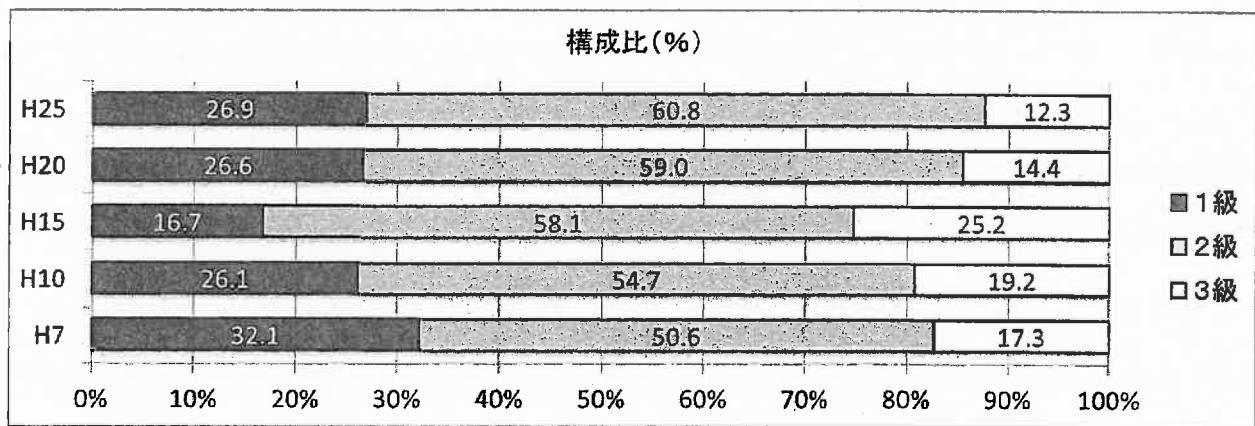
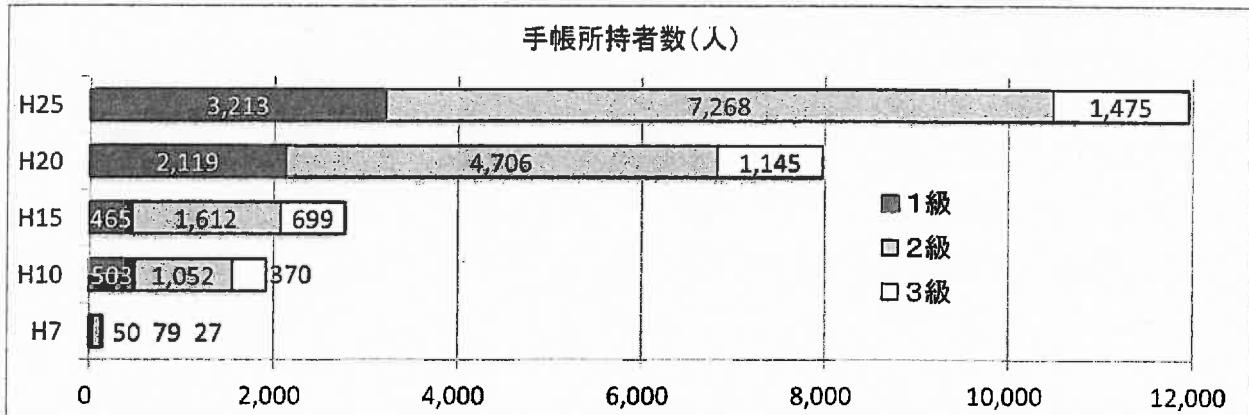
(3) 精神障がい者

① 障害等級別

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別に見ると、2級が7,268人(構成比60.8%)と最も多く、次いで1級が3,213人(同26.9%)、3級が1,475人(同12.3%)となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成7年の制度開始以来、年々増加していますが、特に近年は、平成18年度の県福祉医療費助成制度の改正等を背景に、手帳所持者が急激に増加しています。その結果、平成25年度の手帳所持者数は、平成15年度の約4.3倍に増加しております。

障害等級別の推移（H5～H25年度）

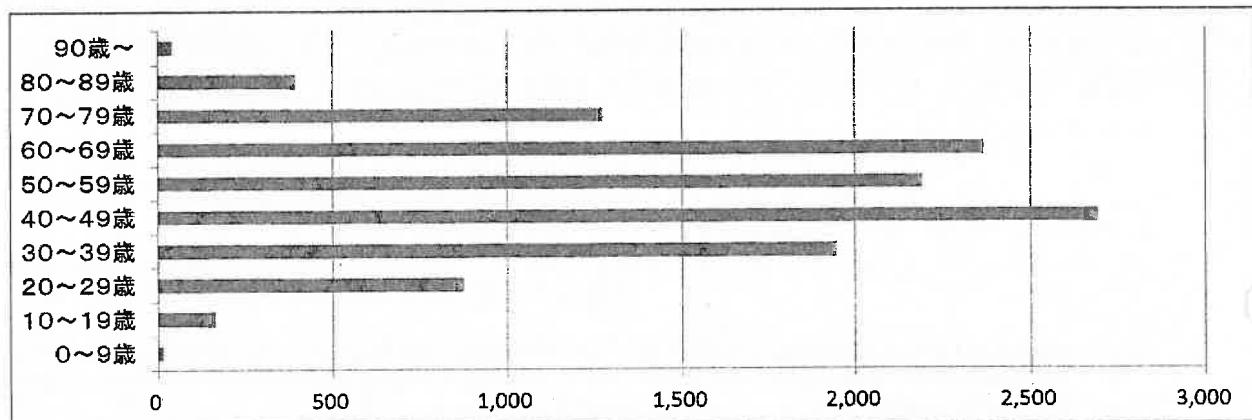


	(単位:人、%、各年度末現在)									
	H7		H10		H15		H20		H25	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
1級	50	32.1	503	26.1	465	16.7	2,119	26.6	3,213	26.9
2級	79	50.6	1,052	54.7	1,612	58.1	4,706	59.0	7,268	60.8
3級	27	17.3	370	19.2	699	25.2	1,145	14.4	1,475	12.3
合計	156	100.0	1,925	100.0	2,776	100.0	7,970	100.0	11,956	100.0

② 年齢階層別

年齢階層別に見ると、40歳代が最も多く、次いで60歳代、50歳代の順となっており、中高年層に多いことがうかがえます。

精神保健福祉手帳所持者の年齢別分布（平成26年3月末現在、人）



(4) 難病患者

(データ・分析を挿入)

2 障がい者を取り巻く施策の動向

近年、障がい者施策は大きな転換期を迎えており、重要な制度改革や基本的な考え方の見直しが行われています。

(1) 国の障害者基本計画

国においては、平成5年に「障害者対策に関する新長期計画」(平成5年度～14年度)を、平成14年には、平成5年に改正された障害者基本法に基づく「障害者基本計画」を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の下、障がい者施策を推進してきました。

また、この間における障害者権利条約締結に向けた取組みや有識者等の意見を踏まえ、「障害者基本計画（第3次）」(平成25年度～29年度)を策定しました。

「障害者基本計画（第3次）」においては、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

(2) 障害者総合支援法の施行

平成15年4月、行政がサービスの内容と事業者を決めていた従来の措置制度から、障がい者が自らサービスを選定し、サービス提供事業者と契約する利用者本位の支援費制度に移行しました。

これにより、居宅介護サービス等の利用者が大幅に増加しましたが、一方では身体障がい、知的障がい、精神障がいといった障がい種別ごとにサービスが提供されていることや、地域ごとのサービスに格差があることなどが政策課題となっていました。

こうした課題に対応するため、障害者自立支援法が平成18年4月に施行されました。障害者自立支援法では、制度面においては、これまで身体、知的、精神の障がい別に進めてきた施策体系を、障がいや年齢、疾病を問わず支援する、また、サービスの提供体制が県と市町村とで別々であったものを、市町村が中心となって一元的に支援する体系に改める、また、福祉サービス等の費用について国の財政責任を明確化し、義務的に負担する仕組みとすることなどを基本としました。

同時に、障害福祉サービスに係る利用者負担については、従来の所得に応じた「応能負担」から、サービス量と所得に応じた「応益負担」に改め、サービス量に応じて1割の自己負担を求めました。これは、サービス利用の多寡による障がい者間の公平や、障がい者自らも制度を支えることによる制度運営の効率性と安定性の確保を目指したものでした。

さらに、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に難病等を加

え、障害福祉サービスの対象を拡大するとともに、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業を追加するなどの見直しが行われ、「障害者総合支援法」として、平成 25 年 4 月に施行されました。

(3) 障害者虐待防止法の施行

平成 23 年 6 月に「障害者虐待防止法」が成立し、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待防止のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務が課されました。

(4) 障害者雇用促進法の改正

障害者雇用促進法が改正され、精神障がい者についても、身体障がい者、知的障がい者に加え、法定雇用率の算定基礎に加えられることになります。(平成 30 年 4 月施行)

また、雇用における障がい者に対する差別的取り扱いの禁止などが規定されました。
(平成 28 年 4 月施行)

(5) 障害者優先調達推進法の施行

障害者優先調達推進法が平成 25 年 4 月に施行となり、国や地方公共団体は物品や役務の調達にあたって、障害者就労施設等から優先的に調達するよう努めることとされました。

(6) 障害者差別解消法の成立

平成 25 年 6 月に障害者差別解消法が成立し、障害者基本法第 4 条に規定された「差別の禁止」をより具体的に規定し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めたものであり、「障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止」「障がいのある人に対する合理的配慮の不提供の禁止」「差別の解消につながるような啓発や情報収集」などが規定されています。(平成 28 年 4 月施行)

(7) 障害者権利条約の批准

日本は平成 26 年 1 月に障害者権利条約を批准しました。この条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定しています。

第3章 計画の概要

1 基本目標

- 本計画の基本目標については、平成17年3月策定の「岐阜県障害者支援プラン」（平成17年度～21年度）、平成22年3月改定の「第2期岐阜県障がい者支援プラン」（平成22年度～26年度）と同様とし、引き続き以下の基本目標に基づき、障がい者への福祉サービスのさらなる向上を目指し、総合的な施策推進を図るものとします。

障がいのある人が安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり」を進めます。

2 施策体系

【I】安心して暮らせる社会環境づくり……………

1. 障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進
 - (1) 障がいを理由とした差別解消、虐待の防止
 - (2) 相互理解を深める教育の推進
 - (3) 障がい者の権利・利益の保護
2. 福祉を支える地域社会の構築
 - (1) 地域での支え合い活動の発展支援
 - (2) 県ボランティア・市民活動支援センターにおけるボランティア活動の促進
3. 福祉のまちづくりの推進
 - (1) ひとにやさしいまちづくりの推進
 - (2) 安全な移動、交通対策の推進
4. 身近な相談支援体制の確立
5. 鷺山地区福祉ゾーン等の再整備
 - (1) 鷺山地区福祉ゾーンの再整備
 - (2) 県立ひまわりの丘の再整備

6. 情報環境の整備

- (1) 情報バリアフリー化の推進
- (2) 意思疎通支援の充実

7. 安全な暮らしの確保（防災・防犯対策）

8. 福祉人材の確保支援と育成

【Ⅱ】社会参加を進める支援の充実

- 1. 教育の充実
- 2. 雇用・就労の促進
 - (1) 障がい者の一般就労拡大プロジェクトの推進
 - (2) 福祉的就労の充実
- 3. 外出や移動の支援
- 4. 障がい者スポーツ、芸術・文化活動等の充実
 - (1) 障がい者スポーツの振興
 - (2) 障がい者の芸術・文化活動の振興

【Ⅲ】日常生活を支える福祉の充実

- 1. 障がい者の地域生活支援
 - (1) 親亡き後の住まいの場の確保と地域生活移行支援
 - (2) 入院中の精神障がい者の地域移行支援
- 2. 施設入所者への環境・サービスの質の向上
- 3. 所得保障制度及び経済的負担軽減制度の活用促進

【Ⅳ】質の高い保健・医療提供体制の整備

- 1. 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・治療体制の充実
- 2. 障がい児者に対する医療と福祉の連携による支援の充実
 - (1) 保健・医療体制の充実
 - (2) 療育体制の充実
 - (3) 重症者（重症心身障害者、難病者等）支援の充実
 - (4) 発達障がい児者支援の充実
- 3. リハビリテーション体制の整備

第4章 分野別施策

I 安心して暮らせる社会環境づくり

1 障がい者的人権尊重と心のバリアフリーの推進

(1) 障がいを理由とした差別解消、虐待の防止

現状と課題

○ 国においては、障害者基本法の改正（平成23年8月）や障害者総合支援法の成立（平成24年6月）に加え、障害者差別解消法の成立および障害者雇用促進法の改正（平成25年6月）や障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）など、障がい者のための様々な制度について一通りの国内法整備の充実がなされたことから、平成26年1月、障害者権利条約を批准しました。

今後は、障がい者の表現の自由や、教育、労働等をはじめとする権利の実現に向けた取組みが一層強化されることが期待されており、障がい者の権利擁護に関する法制度の整備に向けての対応が進められています。

○ 平成25年に成立した「障害者差別解消法」は、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としており、国においては、障害者の差別の解消に関する基本方針として、施策の基本的な方向、行政機関や事業者が講すべき措置に関する基本的な事項等が定められました<P>。

今後、平成28年4月の法の本格施行に向け、国の基本方針を踏まえ、県や市町村、事業者は具体的な対応策を進める必要があります。

○ 障がい者の虐待防止については、市町村等相談窓口職員に対する研修および障害福祉サービス事業所従業者を対象とした研修の実施により、法に基づく現場対応の徹底や支援体制の整備を推進しています。

今後は一般県民に対する研修の実施や啓発活動の強化などにより、発生の対応とともに虐待を未然に防止していくことを目指す必要があります。

○ 県民誰もが相互に人格と個性を尊重し、地域での支え合いによる「共生社会」を実現するためには、県民一人ひとりが障がい者への理解を深めることが重要です。県では引き続き各種啓発や広報事業を実施することにより「心のバリアフリー」を推進するとともに、施策の一層の充実を図る必要があります。

今後の取組

- 障がい者に対する差別や偏見の解消、虐待防止を図るため、インターネット、新聞等の広報媒体を活用し、積極的な啓発活動に努めます。
- 「障害者権利条約」や「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、障がいを理由とする差別解消や障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる社会の構築に向けた県民への啓発活動に取り組みます。
- 平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に向け、国の基本方針を踏まえ、職員の対応要領を策定し、要領に基づいた差別解消の具体的な取組みを進めるとともに、相談・紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備します。また、差別解消に向けた県独自の取組みなどについて検討を行います。
- 12月3日から12月9日までの「障害者週間」の機会などをとらえ、行政機関、障がい者団体、民間諸団体などが一体となって、障がい者への理解を深めるための啓発活動を進めます。
- 国連制定の4月2日の「世界自閉症啓発デー」を中心として、県内でも自閉症をはじめとする発達障がいについて、関係団体とともに広く啓発活動を行います。
- 精神疾患や精神障がい者に対する社会的な誤解や偏見を是正するため、「こころの健康フェスティバル」の開催やこころの問題を考えるためのシンポジウムの開催等、積極的な啓発、広報に努めます。
- 研修を通じた市町村職員や事業所職員に対する法制度や対応方法等の周知等、障害福祉サービス事業所及び障害児施設等における虐待防止の取組の徹底を図るとともに、講座などを通じた地域住民への啓発活動を行うなど、障がい者の虐待防止に向けた取組を推進します。
- 障がい者に対する理解を促進するための一つとして、障がい者に関するマーク、視覚障がい者のSOSシグナル等の県民に対する普及啓発に取り組みます。
- 遅延性意識障害や盲ろう、音声機能障がい、失語症など、県民の理解が進んでいない障がいに対する理解を促進します。

- 障がい福祉制度や利用方法等について紹介する「岐阜県障がい者福祉の手引き」の内容の充実に努めるとともに、障がい福祉制度や施策について県民に分かりやすい情報提供に努めます。

(2) 相互理解を深める教育の推進

現状と課題

- 幼少の頃から障がいというものの存在を正しく認識し、障がいや障がい者に対する理解を育みながら、障がい者とともに共生社会を担う人材を育成するため、福祉に関する教育の充実を図ることは大変重要な課題です。
- 障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深めるためには、単に知識の習得に留まることなく、障がい者との交流やふれあいを通じて互いに人格を認め合うことが重要です。

今後の取組

- 特別支援学校等と地域の幼稚園・保育所、小・中・高等学校との交流及び共同学習を推進するとともに、地域住民との交流の場の確保に努めます。
- 保育・幼稚園児等が障がい児施設等を訪問するなど、障がい児との直接的な交流を図ることにより、就学前からの障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。
- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童の放課後の健全育成を図る放課後児童クラブにおいて、集団指導が可能な障がいのある子どもの受け入れを促進し、子育て家庭の保護者が安心して働く環境をつくるとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流を推進します。
- 学校の総合的な学習の時間等を活用して、福祉体験学習や障がいの疑似体験、障がい者との交流活動等を展開し、障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。
- 支え合う福祉の「心」の醸成を図るため、高等学校等での福祉分野への進学や就労の促進にも資する福祉教育の充実とともに、県社会福祉協議会による生涯学習の観点も含めた地域ぐるみでの福祉学習の展開と発展に向けた取組を支援します。

(3) 障がい者の権利・利益の保護

現状と課題

- 判断能力が十分でない方の財産や権利を保護する仕組みとして、「日常生活自立支援制度」と「成年後見制度」があります。
日常生活自立支援制度と成年後見制度の利用者は年々増加傾向にありますが、制度の利用者と想定される認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の総数から考えると、一層の制度利用が期待されています。
- 社会福祉事業者は、社会福祉法により、福祉サービスの質の向上に向け、自らその提供するサービスに対する評価を行うことに加えて、第三者による第三者評価を受審することが努力義務とされています。
- 利用者等からの福祉サービスに対する苦情解決のため、社会福祉法では、社会福祉事業者の経営者に対して、適切な苦情解決への努力義務が規定され、さらに、社会福祉事業所内に苦情受付担当者などの設置による体制整備や苦情解決の手順等が示されています。また、事業者限りでは解決できない苦情などの受け皿として、県社会福祉協議会により「岐阜県運営適正化委員会」が設置されています。

今後の取組

- 住み慣れた地域・在宅での自律した生活を支援していくため、県社会福祉協議会による、判断能力が十分でない方の財産や権利を擁護する体制の定着と充実に向けた日常生活自立支援制度への取組を支援します。
また、成年後見制度についても、日常生活自立支援制度と併せて一層の周知を図ります。
- 県内福祉サービスの質の向上を図るため、利用者や社会福祉事業者等からの福祉サービス第三者評価制度に対する社会的評価の向上、評価機関の技能と質の向上などをとおして、社会福祉事業者による積極的な第三者評価の受審を促進します。
- 利用者からの苦情は、利用者の立場に立った福祉サービスの質の向上に繋げるための貴重な情報とも考えられます。
このため、施設監査をはじめ様々な機会を捉えた社会福祉事業者に対する指導や、岐阜県運営適正化委員会（県社会福祉協議会）の機能強化に向けた支援などにより、利用者の苦情が円滑に解決されるとともに、利用者からの苦情や意見が、事業者による経営改善とサービスの質の向上に繋がる体制づくりを促進します。

2 福祉を支える地域社会の構築

(1) 地域での支え合い活動の発展支援

現状と課題

- 県では、第二期地域福祉支援計画（平成21年度～平成25年度）において地域住民による支え合い活動の事例を示し、住民主体の取組を推進してきました。

自治会等の範囲における活動としては「見守りネットワーク活動」をはじめ、「要援護者支援マップづくり」、「ふれあいサロン活動」の3つの活動を推進してきましたが、平成25年10月1日現在では、ほぼ7割以上の実施率となり、かなり普及してきました。

一方、連合自治会（小学校区）の範囲の活動としては、「配食サービス」、「助け合い（生活支援）活動」、「宅幼老所の運営」の3つの活動を示してきました。これらについては、地域実情により、その必要性認識や実施手法の面において地域性がみられるものの、着実に実施率は向上しています。

- 県民アンケート（平成25年7月実施）によると、半数近くの人が「地域支え合い活動がない、知らない、わからない」と回答する一方で、約8割の人が「地域支え合い活動が必要」、約6割の人が「機会があれば地域支え合い活動に参加したい」と回答しています。

こうした県民の意識からも、公的に制度化されたサービスの隙間を埋める「ちょっとした手伝い」のサービスは、そのニーズの増加と相まって、今後も実施率が高まっていくものと考えられます。

また、近年独自にこうした活動に取組むNPO法人なども着実に増えつつあり、地域において重要な福祉サービスの担い手として、地域住民と連携した意欲的な活動展開が期待されています。

- 増加する要支援者の地域での生活を支えていくためには、制度化されたサービスに加えて、地域での支え合いによる制度外のサービスが整備・充実され、一人ひとりのニーズに添ってそれぞれのサービスが包括的かつ継続的に提供される『地域包括ケア体制（システム）』の構築が不可欠です。この実現のためには住民が自主的・主体的に地域の福祉課題に向き合い解決を図っていく仕組み作りが必要です。

今後の取組

- 第三期岐阜県地域福祉支援計画（平成26年3月）に基づき、県社会福祉協議会との連携のもと、住民ニーズの高い「見守りネットワーク活動」と「助け合い（生活支援）活動」をより一層普及させることに重点を置きながら、活動する地域住民団体の設立、活

動拠点づくり及び既存団体の新たな活動展開に対する支援を通じ、地域での支え合い活動の更なる普及・拡大を図ります。

(2) 県ボランティア・市民活動支援センターにおけるボランティア活動の促進

現状と課題

- 平成 20 年 3 月現在、県社会福祉協議会に県ボランティア・市民活動支援センター（以下、「県ボランティアセンター」という。）と 39 市町村社会福祉協議会内にボランティアセンターが設置され、ボランティア活動をしたい人と、ボランティアによる援助を必要とする人とをつなぐマッチング機能のほか、ボランティア意識の醸成、情報提供、研修会等による人材育成などが行われ、平成 19 年 10 月現在で、県内で活動するボランティアの約 9 割にあたる約 1,900 団体、7 万 9 千人が県や市町村のボランティアセンターに登録されています。

県では、市町村ボランティアセンターの各種活動を支援するため、県社会福祉協議会が設置した県ボランティアセンターの運営と事業を支援してきました。

- 増大、多様化・複雑化・潜在化・深刻化する地域の福祉ニーズに応えていくためには、様々な活動を担うボランティアやボランティア団体の掘り起こしと育成が必要です。

また、県民誰もが何らかのボランティア活動に参加するようなきっかけづくりや仕組みづくり、意識の醸成も重要です。

なお、地域活動を通じて社会に貢献したいと考えているが、情報不足や、参加するきっかけがないなどの理由で、活動に繋がっていない現状もあり、マッチングを担う市町村ボランティアセンターの活性化とともに、一層の認知度の向上も求められています。

今後の取組

- 県ボランティアセンター（県社会福祉協議会）による専門的な情報提供やボランティアの広域的なマッチングなど次の機能充実に向けた取組みへの支援を通して、地域におけるボランティア活動の振興拠点である市町村ボランティアセンターの機能と認知度の向上を支援します。

【県の取組】

- ・各種フォーラムなど機会を捉えた地域での支え合い意識・ボランティア意識の高揚

【県ボランティアセンターの取組】

- ・ボランティア活動に関する普及・啓発、情報提供体制の充実に向け、ホームページ

ジや情報誌の作成をはじめとする効果的な広報の実施

- ・地域でのボランティア活動の中心となるリーダーの発掘と育成
- ・市町村ボランティアセンターで、マッチングなどを担うボランティアコーディネーターに対する研修の実施
- ・災害時に備えた市町村災害ボランティアセンターの活動に係る研修の実施
- ・社会貢献活動を行う企業と福祉施設やボランティア団体・N P Oと各市町村社会福祉協議会がパートナーとなり、必要な資源（モノ、ノウハウ、情報）を共有できる機会の提供
- ・平成 26 年度開催の全国ボランティアフェスティバルをきっかけにしたボランティア活動への理解、参加の拡大、相互ネットワークの強化の推進
- ・地域におけるボランティア活動の拠点機能の充実に向けて、市町村ボランティアセンターと県ボランティアセンターとのネットワーク、連携体制の強化

3 福祉のまちづくりの推進

(1) ひとにやさしいまちづくりの推進

現状と課題

- 障がい者の安心、安全な地域生活を確保するためには、建築物等のバリアフリーを推進するとともに、福祉のまちづくりに対する県民の理解を深めることが重要です。県では、平成10年3月に「岐阜県福祉のまちづくり条例」を制定し、誰もが安心して暮らしやすいまちづくりを推進しています。

今後の取組

- 障がい者等が安全かつ快適に利用できる建築物の整備を促進するため、新築の際等にその計画の届出を義務づけ、「岐阜県福祉のまちづくり条例整備基準」に沿った指導、助言を行います。
- 新設、既存を問わず「整備基準」に適合した建築物に適合証を交付して、障がい者等が安全かつ快適に利用できる施設であることを明示し、福祉のまちづくりに対する意識の向上を図ります。
- 障がい者等に配慮した建築物の建設、改修等の相談に対して専門的な指導、助言を行うためのアドバイザーとして、福祉のまちづくりインストラクターを紹介します。
- 具有施設については、障がい者や高齢者のみならず、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した整備を行うため、施設建設の設計段階等において、障がい者や高齢者の意見を探り入れるように努めます。
- 様々な利用者が共用する公共設備等について、本当に必要な人が、必要な時にユニバーサルデザインの恩恵を受けることができるよう、様々な関係者の意見を伺いながら、より良い設備のあり方を研究し、提案します。
- 都市公園や水辺空間等においては、障がい者や高齢者が快適に利用できるよう、園路の段差解消を行うとともに、ベンチ等の休憩施設、身体障がい者用のトイレや車いす使用者用駐車スペースの整備を促進します。
- 県内の幹線道路に設置される道の駅について、身体障がい者用のトイレや車いす使用者用駐車スペースを整備します。

- 障がい者等に配慮した建築物の整備を促進するため、中小企業者又は組合等に対し、その施設整備に要する経費の一部について融資を行います。
- 身体障がい者用のトイレや車いす使用者用駐車スペースなどを必要な人が必要な時に使用できるよう、利用マナーに係る啓発を進めます。

(2) 安全な移動、交通対策の推進

現状と課題

- 障がい者の活動範囲を広げるためには、福祉のまちづくりを総合的に推進する中で、道路、交通等の環境整備や障がい者の移動支援についても一層の充実を図る必要があります。
- 自動車の移動を念頭に置いた道路や街路の整備に加え、歩行者・自転車などの安全性や移動性にも配慮した整備が重要視されてきています。障がい者を始め誰もがより一層安心して快適に通行できるような道路整備を推進することが重要です。
- 平成 18 年 12 月に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（パリアフリー新法）では、高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、パリアフリー化基準への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なパリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

交通パリアフリー化の実現のためには、国、地方公共団体とともに、公共交通事業者などによる理解と積極的な取組が必要です。

今後の取組

①歩行空間、公共交通機関等のパリアフリー化の促進

- 障がい者に安全で快適な歩行環境を確保するため、幅の広い自転車、歩行者道路の整備や段差の切り下げ、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等に努めます。また、駅を中心とした地区や、障がい者が利用する施設が集中する地区においては、視覚障がい者誘導用ブロック（シート）の設置等に努めます。視覚障がい者誘導用ブロックの設置等にあたっては、障がい者や専門家の意見を取り入れるよう努めるとともに、設置箇所等の情報提供に努めます。

○ 公共交通機関における移動の円滑化を促進するため、市町村や公共交通事業者等が積極的に交通バリアフリー化に取り組むよう働きかけます。また、公共交通事業者等が実施するノンステップバスなどの低床車両の導入や鉄道駅のバリアフリー化について、国とともに財政的な支援を行います。

○ 交通バリアフリーの見地から、特別支援学校で使用するスクールバスについては、低床、車いす対応のリフト・スロープ等改造車両の導入を推進します。

②安全な交通の確保

○ 視覚障がい者、車いす利用者等が安全に交差点を通行できるように、音響装置のついた視覚障害者用音響信号機や押ボタンを押すことにより横断時間を延長確保する高齢者等感應信号機などのバリアフリー対応型信号機の整備を推進します。

○ 歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するため、緊急に対策を講ずる必要があると認められる住宅地区または商業地区を「あんしん歩行エリア」として、また生活道路が集積している区域を最高速度30km/hの「ゾーン30」としてそれぞれ指定し、県公安委員会と道路管理者が連携してバリアフリー対応型の交通安全施設の整備や歩道の整備等を行います。

○ 障がい者等が安心して通行できる道路交通環境づくりを推進するため、違法・迷惑駐車、歩道や道路上の放置物件等に対する啓発活動を行います。

4 身近な相談支援体制の確立

現状と課題

- 平成18年度に施行された障害者自立支援法では、障がいのある人が、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障がい者等の福祉に関する様々な問題について、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言及び関係機関との連絡調整等を行う「相談支援事業」について、県及び市町村が実施することと定めており、平成25年度から施行された障害者総合支援法に引き継がれています。
- 「相談支援事業」は、まず、住民に最も身近な存在である市町村が主体となって行うこととされており、その多くは、専門性の高い相談支援事業者への委託により行われています。

また、県では、相談支援事業のうち、広域的な対応が必要な事業や、特に専門性の高いものについて、その役割を担うものとされています。
- 国の基本指針においては、相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会を設けるとともに、その在り方を明確に示すことが必要であると定められています。

地域自立支援協議会は、関係者が抱える個々のケースに基づき、地域の課題について情報を共有しながら具体的に協議する場であり、個々の障がい者（児）に応じた適切な相談支援が行えるよう、一つの支援機関だけがニーズを抱え込まないように、関係機関のネットワークの在り方や、地域支援体制の中軸となる相談支援体制の在り方について協議する場です。
- このため、県及び市町村は地域自立支援協議会の設立を順次進めており、県では平成18年度に、県の地域自立支援協議会として各圏域に「圏域障害者自立支援推進会議」を設置し、圏域内関係機関、市町村が連携した総合的な支援体制を構築しております。
- さらに、県全体の課題について、より広く意見交換を行うため、関係機関や当事者が参画する「岐阜県障がい者総合支援懇話会」を開催し、地域の実情に応じた支援体制の整備を推進しています。
- 市町村においては、平成26年4月現在で、県内42市町村中37市町村において地域自立支援協議会が設置されていますが、その取組状況については、市町村ごとに格差があ

り、運営面に課題が多い状況です。

(※今年度、全市町村で立ち上げ予定。状況、時期により内容を変更。)

- 平成 26 年度末までにすべてのサービス利用者に対し、サービス等利用計画を作成する体制整備の一環として、相談支援専門の量的な確保に主眼をおいて研修を実施しています。

今後は、総合支援法をはじめとする法改正、制度改正が想定される中、サービス等利用計画の作成や見直しを進めていくため、より質の高い相談支援専門員の養成が必要となります。

- 相談支援専門員による質の高い相談業務の実施やサービス等利用計画の作成には、地域におけるサービス資源の把握と活用が必要であり、他業種、他事業所に対する情報収集や実情把握がなされていることが求められます。
- 障がい者の状態は個別の差が大きく、年齢や環境により大きく変わることもあるため、状況に応じて適切な障がい福祉サービスが受けられるよう、地域における情報共有を図る必要があります。

今後の取組

①地域における事業所間のネットワーク強化等広域的な相談支援体制の確立

- 県では、広域的な相談支援体制の確立のため、各圏域の相談支援等の整備や市町村における地域自立支援協議会の設置・運営を支援する目的として、特別アドバイザーを派遣します。平成 28 年度末までに、県内すべての市町村における地域自立支援協議会の設置を目指します。また、圏域障害者自立支援推進会議や特別アドバイザー等の活用により、市町村地域自立支援協議会の活性化についても併せて取り組みます。
- また、圏域障害者自立支援推進会議については、障がい児に対する支援体制について、地区特別支援教育連携協議会との連携を図り、情報の共有や効率的な運営に努めます。
- 相談支援専門員同士及び他事業所との意見交換や情報共有を図ることができるよう、圏域の自立支援協議会などを活用した機会の設定を実施。また、岐阜県障がい者総合支援懇話会において、圏域における課題に対する情報交換や意見交換を行うほか、相談支援専門員による地域での合同勉強会などについて働きかけを実施します。

- 総合広域ネットワークの要である、岐阜県福祉総合相談センター（岐阜県福祉事業団内）が、福祉における相談窓口の最後の砦（セーフティネット）としての機能を発揮できるよう、平成27年度から施行される「生活困窮者自立支援法」に基づき新たに設置される自立相談支援機関を含めた各種分野の相談機関との一層の連携を強化し、複合化・複雑化する相談事例に適切かつ迅速に対応できる体制を整備します。

②専門性の高い相談支援事業の実施

- 岐阜県障がい者総合相談センターに身体障がい、知的障がい、精神障がいに対応する相談機関を集約し、三障がいへの一元的な相談支援を行い、利用者の利便性の向上を図ります。
- 発達障がい支援の総合的な拠点である岐阜県発達障害者支援センターを中心に、各圏域にある圏域発達障がい支援センターや発達障害者支援コンシェルジュが連携して、発達障がいに関する各般の問題について、発達障がい児者やその家族、地域の支援機関等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を実施します。
- 障がい者の就労等に対する支援として、各圏域の中核的な社会福祉法人等に障害者就業・生活支援センターを設け、雇用、保健福祉等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言等の支援を行います。
- 高次脳機能障がい者への専門相談を行う支援拠点機関を設け、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、福祉就労等の関係機関との連携づくりや身近な地域における必要な指導、助言等の相談支援を行うことにより、障がい者の生活の安定を図ります。高次脳機能障がいについては、まだ充分に周知されていると言えないため、医療専門職及び一般県民に対する普及啓発活動を行います。
- 在宅障がい児（者）の地域生活を支援するため、身近な地域で療育指導、生活指導、相談等が受けられる体制の確立を目指します。各拠点施設の専門的な職員が訪問療育、外来療育、相談、保育所等への技術指導を行います。
- 障がい者団体等が実施するピアサポート活動に対する広報など、必要な支援に努めます。

③相談支援従事者の養成、確保及び質の向上

- 市町村から委託を受ける相談支援事業者は、地域の障がい者支援に関するネットワークづくりの核として位置づけており、市町村とともに地域の障がい者支援体制整備をリ

ードできる人材を養成する必要があります。このため、相談支援従事者研修を実施し、相談支援に係る人材の育成と、資質の向上を推進します。

○ 現在、実施している研修事業について、岐阜県障がい者総合支援懇話会（人材育成部会）や講師の意見を聞きながら、細かな手法を見直すとともに、研修そのものの在り方や位置づけの明確化を行います。

受講者の質の向上を図るとともに、講師、助言者のスキルアップ、育成を図り、継続した質の高い研修事業を目指します。

5 鷺山地区福祉ゾーン等の再整備

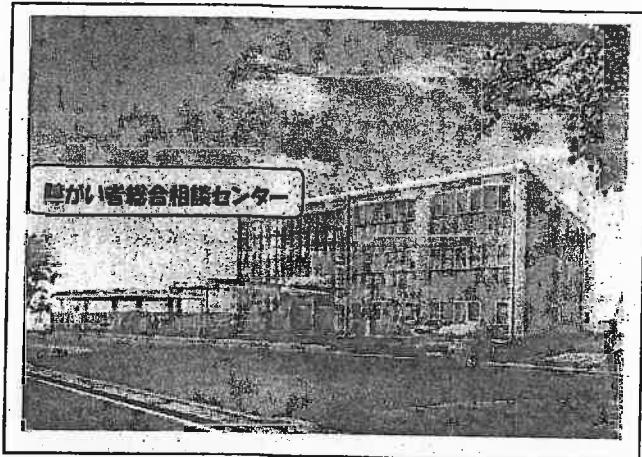
(1) 鷺山地区福祉ゾーンの再整備

現状と課題

- 岐阜市鷺山地区において、福祉、医療、教育及びスポーツが一体となった県の障がい者支援施策の拠点としての機能強化を図るとともに、ぎふ清流大会の成果を受け継ぐ形で、障がい者にやさしい地域づくりの拠点となるように整備を推進していく必要があります。
- 周産期医療の進歩により新生児の救命率が向上する一方で、医療的ケアを要する重症心身障がい児等が年々増加しています。
さらに、自閉症をはじめとする発達障がい児の数も増大しており、初診までの待機時間が数ヶ月に及んでいる例も見られます。
県立希望が丘学園においても、こうした障がい児の増加への対応が課題となっていますが、昭和49年に整備された現在の施設では、療育機能の一層の充実を求める声に応えていくことが困難となっています。

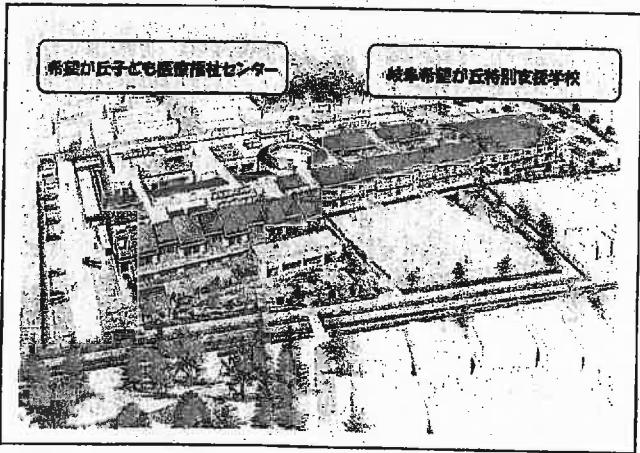
今後の取組

- ①障がい者総合相談センターの整備
- 三障がい（身体、知的及び精神障がい（発達障がいを含む））に対する県の相談機関を集約し、一元的な相談支援を行うため、平成27年4月に、「岐阜県障がい者総合相談センター」を開設します。



②県立希望が丘学園及び岐阜希望が丘特別支援学校の再整備

- 医療・福祉が一体となった障がい児支援の拠点である「県立希望が丘学園（医療型障害児入所施設・医療型児童発達支援センター）」の再整備を進めており、平成27年9月から、「県立希望が丘こども医療福祉センター」として開設します。

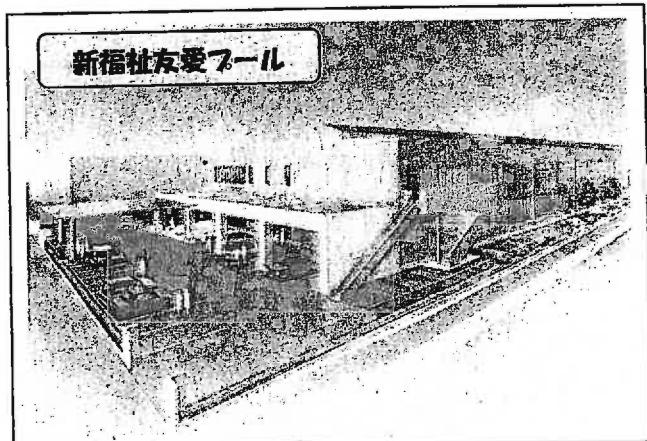


- 肢体不自由児教育の拠点として、「岐阜希望が丘特別支援学校」を移転再整備し、平成27年9月から、新施設の供用を開始します。小学部から高等部までの一貫した教育を実現するため、平成28年4月に、新たに高等部を設置します。

③新福祉友愛プール（仮称）及び障がい者用体育館の整備

- 障がい者のスポーツを通じた社会参加の推進、東京パラリンピックに向けた選手強化及び障がい者スポーツの裾野拡大のため、平成28年中に、通年型の障がい者用屋内プール「新福祉友愛プール（仮称）」を整備するとともに、平成29年中に、「障がい者用体育館」を整備します。

※新福祉友愛プール（仮称）、障がい者用体育館及び岐阜県障がい者総合相談センターは、身体障害者福祉センターとして位置づけ、一体的に整備します。



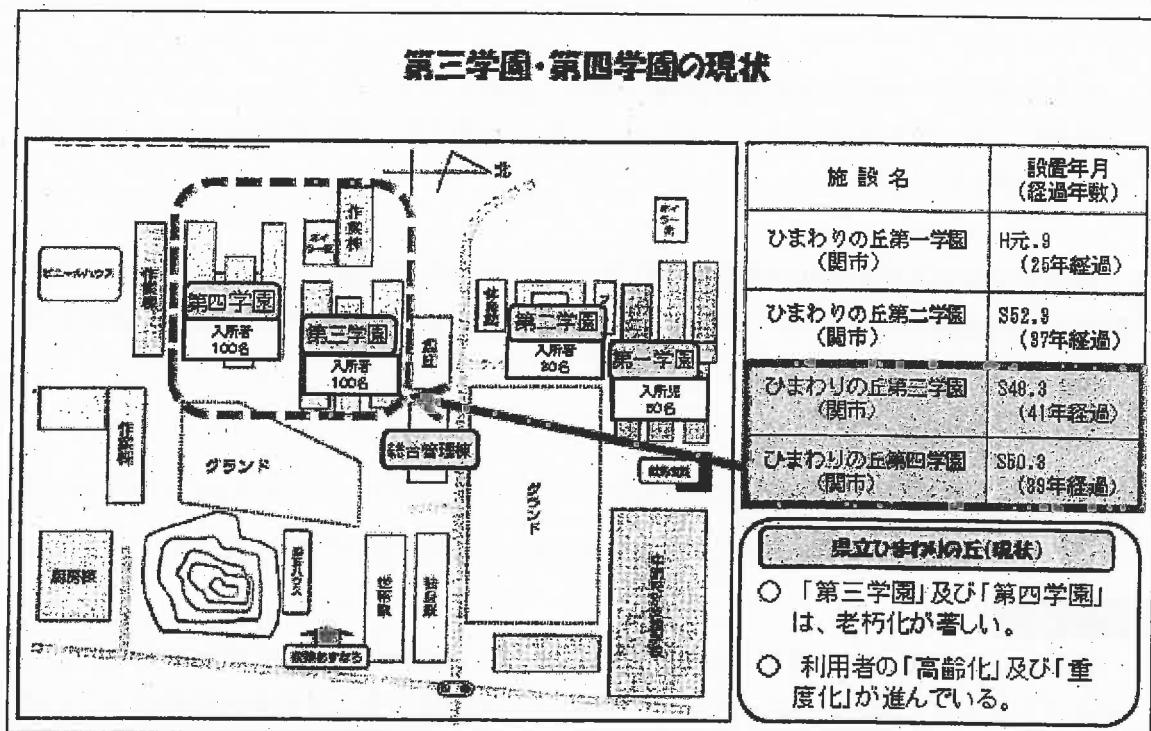
(2) 県立ひまわりの丘の再整備

現状と課題

- 県立障がい福祉施設は、築30年を超える施設が多く、特に、ひまわりの丘第三学園とひまわりの丘第四学園は老朽化が著しい状況です。利用者の高齢化や重度化も進んでおり、利用者に適した生活環境の改善を図るため、再整備に着手する必要があります。

今後の取組

- 県立ひまわりの丘「第三学園」及び「第四学園」を、県福祉事業団が設置運営主体となり、同一敷地内で、段階的に、建て替えを進めます。これらの建て替えの中で、利用者の高度化や重度化に対応するとともに、強度行動障がい等の専門的な支援が行えるよう整備を行います。



6 情報環境の整備

(1) 情報バリアフリー化の推進

現状と課題

- 障がいのある人が、ITの活用により自律と社会参加が促進されるよう、情報活用能力（情報リテラシー）の向上を図るための取組を推進することが重要です。
- しかし、使い方がわからないためにパソコンを保有していない障がい者も多く、研修の開催等、その対応が急務となっています。

今後の取組

- 福祉メディアステーションと連携し、障がい特性に応じた各種研修事業やパソコン関連利用支援機器、ソフトウェアに関する展示・相談事業等の一層の充実を図ります。
- 日常生活用具における情報関連機器の周知と普及に努めます。また、重度の視覚障がい者及び上肢不自由者がパソコンを利用する際に必要となる周辺機器及びソフト購入に対して助成を行います。
- 地域で生活する外出等の困難な障がい者のパソコン利用に際し、パソコン本体や周辺機器などの利用方法等についてサポートを行うパソコンボランティアの養成・派遣事業を推進します。

(2) 意思疎通支援の充実

現状と課題

- 障がい者の自律や社会参加を支援するため、障がいの特性に応じた情報提供の拡充に努めるとともに、障がい者のコミュニケーションを支援する人材の養成を推進していく必要があります。
- 平成25年度から意思疎通支援事業（手話通訳者の養成派遣事業、要約筆記者の養成派遣事業、盲ろう者通訳介助者の養成派遣事業、手話通訳者等の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業）が都道府県必須事業となり、意思疎通支援を一層強化する必要があります。

今後の取組

- 視覚障がい者に県政の情報を的確に伝え、県政への理解を深めて頂くため、点字版、録音版の県広報を配布します。
- 行政情報発信の有力な媒体である県のホームページについては、音声読み上げソフトに対応したページづくりを行う等、ウェブアクセシビリティの向上やユニバーサルデザイン化を一層徹底します。
- 市町村相談窓口における手話のできる職員の育成、配置について働きかけていくとともに、県民の手話や要約筆記等に対する理解と協力を促進します。
- 視聴覚障がい者の日常生活におけるコミュニケーションを確保するため、障がい者のニーズに対応できる手話通訳者や要約筆記者（パソコンによる要約筆記を含む）、盲ろう者通訳・介助者及び点訳奉仕員、音訳奉仕員等の人材確保・派遣体制の充実を図るとともに、字幕入りビデオやCD図書等の制作、貸し出しの充実に努めます。特に、聴覚障がい者の意思疎通支援において、手話通訳者等の派遣に係る広域調整を行うとともに、新たに県の窓口業務に係る手話通訳者を設置します。

7 安全な暮らしの確保（防災・防犯対策）

現状と課題

- 地震などの災害時に、障がい者は移動能力や判断能力に制約があるため、多くの障がい者が災害に対して不安を抱いている状況です。
実際に災害が起こった時に困る具体的な内容については、障がいの種類、程度によって異なっているため、それぞれの障がいの特性、状況等に応じた対策を講じる必要があります。
- 障がい者が災害や犯罪等に対して不安を抱くことなく、地域で安心して生活するためには、地域コミュニティの形成が基盤となることから、地域社会の人々が互いに助け合う機運の醸成が必要です。
- 東日本大震災では、福祉や介護の支援が必要な多くの障がい者や高齢者等も被災しましたが、被災地で支援を行う人材や施設が不足し、福祉における災害時の課題が明らかになりました。本県においても近い将来、南海トラフの巨大地震や県内活断層による直下型地震等、大きな災害の発生が懸念されています。また、南海トラフの巨大地震が発生すれば、他県沿岸部は津波により大きな被害を受けることが想定されます。こうした県内・県外の被災者の支援のため、本県でも早急に「災害福祉広域支援ネットワーク」体制を構築することが求められています。

今後の取組

①防災対策の充実

- 災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられ、平成26年4月1日より施行されました。併せて、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が国より示されたところです。これらに基づき避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報をもとにした市町村、民生委員、地域住民など地域の関係機関の連携による支援の取組を支援し、災害時における障がいのある方への支援体制の構築を推進していきます。
- 県及び社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会を中心に、県内の福祉・介護分野の関係者と「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」を設置し、平常時から各都道府県単位で福祉・介護分野の関係者を中心とした協議会形式により災害発生時の福祉的支援について協議を行い、緊急時には人材を派遣できる体制を構築します。

- 岐阜県総合防災リーダーの育成、災害図上訓練（D I G）、避難所運営ゲーム（H U G）の実施等により、障がい者等の要配慮者の避難誘導、情報伝達、救助等の担い手の育成を支援します。
- 大規模災害時に、全国各地から集まるボランティアの采配業務を担うなど、円滑・適切な支援活動を行うために重要な役割を果たす災害ボランティアコーディネーターを計画的に養成します。
↑
固有ノ言?
- 社会福祉施設等については、自衛防災組織の設置、避難誘導機器の設置、緊急連絡体制の整備等防災体制の整備を図るとともに、施設が被災した場合における転所等に備えるため、地域住民との連携や社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立に努めるよう促します。
- 土砂災害の恐れがある土地に病院や社会福祉施設等が立地する箇所において、砂防、地滑り、急傾斜地崩落対策等を推進します。
- 火災発生時に自力で避難することが困難な人が入所する社会福祉施設等についてスプリンクラー等の整備を進めます。

②防犯対策の充実

- 防犯教室等における犯罪類型に応じた防犯指導を行い、自主防犯意識と自衛能力の向上を図ります。
- あらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動を継続し、防犯知識の普及を図ります。
- 「メール110番」、「FAX110番」により、聴覚障がい者等からの通報手段を確保して、緊急通報に対応します。

8 福祉人材の確保支援と育成

現状と課題

- 社会福祉事業者的人材確保を支援するため、県では、社会福祉法第93条に基づき平成5年、県社会福祉協議会内に「岐阜県福祉人材センター」を設置しました。
岐阜県福祉人材センターでは、国指針等に基づき、社会福祉事業者に対する情報提供などのほか、福祉の仕事への求職者に対する無料職業紹介（福祉人材バンク）をはじめとした就業の援助、県社会福祉協議会が平成9年に設置した「岐阜県福祉研修センター」との連携のもと従事者の技能と資質向上のための各種講習会、研修会などの開催に取り組んできました。
また、事業の担い手である相談支援専門員、サービス管理責任者等を養成するため、岐阜県福祉事業団へ委託し、各種研修会を開催してきました。
- 現在、福祉現場では、低賃金や労働環境の厳しさなどのため離職者も多く、質の高い福祉人材を安定的に確保することが急務となっています。
さらに、中長期的な視点からも、県内において身体・知的・精神とすべての障がいにおいて手帳所持者が増加しており、福祉人材の確保が大きな課題となっております。
- 障がい福祉サービスの実施体制については、岐阜県障害福祉計画に基づいて計画的に確保していくこととしており、そのためには適正なサービスを提供できる事業者等の育成が必要です。
- 障がい者の様々なニーズに対応し、専門的な知識・技能を有する分野のサービスを適切に提供するためには、サービスに従事する人材の質の確保が求められます。
- また、障害福祉サービスの実施段階だけではなく、相談支援専門員や障害支援区分の認定調査員など、障がい福祉サービスの支給決定に関わる人材育成、確保も必要です。

今後の取組

① 福祉人材確保対策の総合的な推進

- 福祉人材確保対策を総合的に推進するため、平成21年4月、県社会福祉協議会内に県内関係機関の連携・協働の中核として設置した「岐阜県福祉人材総合対策センター」において、福祉の仕事に対する社会的評価の向上、質の高い福祉人材の安定的な確保支援、労働環境の整備支援などに取り組むことにより、従事者が自信と誇りを持ち、安心して働くことができる社会の実現を目指します。

- 介護福祉士養成校等に在学し、介護福祉士などの資格取得を目指す学生に対して、修学資金を無利子で貸し付け、県内で一定期間、介護福祉士等として業務に従事した場合は返還を免除するなど、介護・福祉人材の育成と養成を支援します。

【岐阜県福祉人材総合対策センターの取組】

<福祉への関心とイメージの向上>

- ・介護等についての理解・認識を深めることを目的とした「介護の日（11月11日）」関連イベント等の開催
- ・中学校・高等学校における進路指導に関する説明会の場を活用し、生徒、教員及び保護者を対象に、資格取得の方法や福祉・介護の体験談を話すなど介護等の仕事をPR

<介護・福祉人材の確保・養成>

- ・福祉分野への就職を志す学生や介護等の業務に関心のある人材を「1日職場体験」や「インターンシップ」で試行的に介護サービス事業所等へ受け入れ
- ・事業者団体、公共職業安定所（ハローワーク）、岐阜県人材チャレンジセンター等との連携のもと、合同求人説明会（ガイダンス）を開催
- ・福祉分野に関する一元的・体系的な研修機関として、実践的な従事者キャリアアップ・スキルアップ研修、人材確保と定着（離職防止）にも資する労務管理と経営改善に関する事業者研修等を開催
- ・従事者によるキャリアアップ・スキルアップのための資格取得や研修参加等を支援
- ・福祉人材に関する総合的な相談窓口として、従事者が抱える人間関係や業務内容等に対する悩みや不満等への相談対応（メンタルヘルス）や、事業所からの従事者の待遇改善やキャリア管理など労務管理改善などに向けた相談に対応

②障害福祉サービス等を担う専門的人材の育成と資質の向上

- 行動援護、重度訪問介護、精神障害者居宅介護など専門的な知識・技能を要する分野を重点に、居宅介護従事者の養成を推進します。
- 居宅介護従事者を対象に重症心身障がい児（者）に関する専門研修を実施し、重症心身障がい児（者）に対するサービス提供事業所を確保します。
- サービス管理責任者等を養成し、サービスの質の向上を推進します。

- 相談支援従事者を育成し、全市町村で相談支援を実施するとともに、現任者研修及び専門コース別研修により従事者の質の向上を推進します。
- 障害支援区分認定調査員及び市町村審査会委員の養成、資質の向上を図り、指定障害福祉サービスの適切な支給体制を確保します。
- 全市町村での移動支援事業の実施を促進します。
- 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者等を育成し、全市町村での意思疎通支援事業の実施を促進します。また、現任者のスキルアップ研修を実施するなど、従事者の質の向上を図ります。

II 社会参加を進める支援の充実

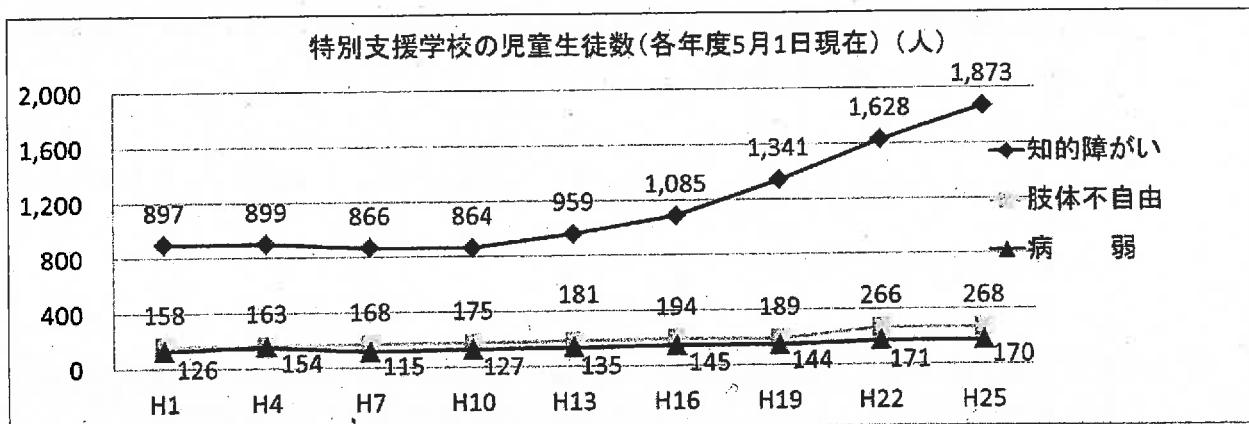
1 教育の充実

現状と課題

- 特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導を受けている児童生徒は毎年増加しています。また、小・中学校の通常学級及び高等学校における発達障がいのある児童生徒に対する支援や特別支援学校高等部で増加している軽度の知的障がいのある生徒に対する支援も急務となっています。
- こうした状況を踏まえ、県においては、障がいのある幼児児童生徒が、就学前から卒業後まで、地域の中で力強く生きていくことができるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育をより一層充実していくため、平成18年3月に策定した「子どもかがやきプラン」を平成21年3月に改訂しました。
- さらに、平成26年3月には、「第2次岐阜県教育ビジョン」を策定し、取り組むべき主な施策の一つに「特別支援教育の充実」を挙げるとともに、「卒業後を見据えた特別支援学校の充実」を重点施策の一つとしています。
- 子どもかがやきプラン改訂版では、「地域の子どもは地域で育てたい」「地域の特別支援学校に通いたい」といった子どもや保護者の願いに応えるため、地域で学ぶことができる特別支援学校の整備、障がいのあるすべての幼児児童生徒が生き生きと地域で育つことができる一貫した支援体制の確立、そして、地域で働き、地域に貢献する力を育成するための職業教育の充実、の3つを基本方針として施策を進めております。
- 「第2次岐阜県教育ビジョン」では、一人一人の多様な教育的ニーズに応じて、学校資源や地域資源を効果的に活用したきめ細かな学びを提供する「インクルーシブ教育システム」の構築を目指して施策を進めています。また、軽度の知的障がいのある生徒の社会的・職業的自立能力を高めるために、高等特別支援学校の整備を中心とした職業教育の充実を目指して施策を進めています。
- 特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導の場等で、より質の高い教育を実現するための教職員の専門性の向上が求められています。
- 障がいのある児童生徒一人一人に合わせて、主に通学している学校に加えて、地域の

学校や企業・公共施設等の多様な学びの場を効果的に活用し、それぞれのニーズに対応した「学びのスタイル」を構築していくことが必要です。

- 障がいのある児童生徒に対して就学前から高等学校卒業後まで、柔軟で連続性のある支援体制の構築が求められています。そのために、県や各圏域、市町村において、特別支援学校を核とした地域連携ネットワーク作りを推進していくことが必要です。
- 平成24年の文部科学省の調査によれば、小中学校の通常学級に在籍する発達障がいのあると思われる児童生徒が約6.5%在籍しているとされ、高等学校では生徒総数の2%程度の割合で発達障がい等困難のある生徒が在籍しているといわれています。
発達障がいのある生徒への理解に徐々に高まりつつある中、発達障がいの特性を踏まえた支援の充実が求められています。



(単位:人、毎年度5月1日現在)

種別＼年度	H1	H4	H7	H10	H13	H16	H19	H22	H25
知的障がい	897	899	866	864	959	1,085	1,341	1,628	1,873
肢体不自由	158	163	168	175	181	194	189	266	268
病弱	126	154	115	127	135	145	144	171	170
合計	1,181	1,216	1,149	1,166	1,275	1,424	1,674	2,065	2,311

今後の取組

①特別支援学校の整備

- 特別支援学校に通う児童生徒数の急増に対応するため、地域で学ぶことができる特別支援学校を県内各地域に整備します。
- また、特別支援学校の新設、児童生徒数の急増に伴うスクールバス利用者の増加に対応するため、スクールバスの整備を進めるとともに、待機者の解消、乗車時間60分超え

を縮減し、保護者及び児童生徒の負担を軽減します。

- 近年増加している軽度知的障がいのある生徒の潜在的な社会的・職業的自立能力を最大限まで引き伸ばし、一人一人の適性や希望に応じた進路を実現するため、新しいタイプの特別支援学校「高等特別支援学校」を整備します。

○整備スケジュール

◆新設校の整備

地域・学校	事業内容	H27	H28	H29
岐阜南部特別支援学校 (仮称)	新設 (羽島市内)		開校	
岐阜高等特別支援学校 (仮称)	新設 (岐阜城北高校旧藍川校舎)			開校

◆既存校の整備

地域・学校	事業内容	H27	H28	H29
岐阜希望が丘特別支援学校	岐阜希望が丘特別支援学校の再整備	供用開始	高等部設置	

②特別支援教育を支える環境の整備

- 県内どの地域においても、知的障がい、肢体不自由、病弱等のある児童生徒が、それぞれの地域で学ぶことができるよう、教育課程の充実を図ります。
- 特別な支援が必要な就学前児の早期発見・早期支援体制の一層の促進を図るとともに、個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用した就学移行を図ります。
- 児童生徒の就学先については、各市町村において総合的な観点から決定することができるよう、市町村の担当者に対する研修会を実施したり、必要に応じて専門家を派遣したりするなど、市町村の体制づくりを支援します。
- 特別支援学校を核とした地域連携ネットワークをつくり、地域における校種間のスマートな連携体制を構築します。
- 特別支援学校と地域の幼稚園・保育所、小・中・高等学校との交流及び共同学習を推進するとともに、地域住民との交流の場の確保に努めます。

- 生徒一人一人の希望や適性に応じた進路実現を可能とするカリキュラムや3年間の系統的な指導計画を作成するとともに、卒業後のフォローアップ体制の整備を図ります。
- 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が互いに理解を深めるため、一緒に取り組む「交流及び共同学習」について量的・質的な充実をより一層推進します。
- 私立幼稚園における障がい児の就園促進及び教育の充実を図るために必要な経費（人件費、教育研究経費、設備費）を助成します。

③教員の専門性の向上

- 特別支援学校に勤務する経験の浅い若手教職員や講師のための専門性向上を目指した研修プログラムを開発し、実践力の向上を図ります。
- 各障がい種に対する専門性の高い教育を行う特別支援学校（岐阜地域の5校）をコア・スクールとして位置付け、様々な専門分野に関する指導的立場の教職員（コア・ティーチャー）を養成し、コア・スクールの専門性向上を図ります。
- コア・ティーチャーを核としたコア・スクールの専門性を活用することにより、各地域の特別支援学校の教職員の専門性向上を図ります。
- 特別支援学校だけでなく、小学校、中学校においても障がいの多様化が進む中で、障がい特性に応じた適切な支援を行うための研修を充実し、障がいのある児童生徒を支援する教員の専門性の向上を図ります。

④発達障がい児童生徒の支援

- 小・中学校や高等学校の通常の学級に在籍する発達障がい等、特別な支援が必要な児童生徒が安心して学び、将来の自立した生活に必要な力を高めるため、学習過程の見通しがもてる工夫や、集中しやすい教材・教具の開発など、障がいの有無に関係なく、どの児童生徒にとっても分かりやすい「ユニバーサルデザインの授業」づくりを推進します。
- 大学教授や医師、臨床心理士等の専門家の指導助言を基に、障がい特性を踏まえた学級経営や校内支援体制の整備、カリキュラムの編成などの実践を進めます。
- 中学校の通常学級や情緒障がい特別支援学級等における特別な支援を必要とする生徒の進路選択の幅を広げ、高等学校卒業後社会的に自立するための教育を提供するため、

長期間のインターンシップや学習の遅れを補充する授業、SSTなどを実施できるような仕組み（カリキュラムの改編、指導体制の整備、教職員の専門性向上等）を検討します。

⑤職業教育の充実

- 平成29年4月に岐阜圏域に岐阜高等特別支援学校（仮称）を整備するとともに、高等特別支援学校で培ったノウハウを、他圏域にも生かせるよう調査・研究を進めます。
- 軽度知的障がいのある生徒を対象に開発した職業教育プログラムを活用して、専門的な職業教育ができる人材の育成を進めます。
- 「働きたい！応援団ぎふ」登録企業を拡大し、地域の企業と一体となった職業教育を推進します。
- 労働・福祉関係部局や関係機関との連携により、生徒の就労ニーズに応じた企業の開拓やジョブプランの開発、卒業後の定着支援等、企業と生徒をつなぐきめ細かな就労支援を充実します。
- 圏域ごとに「障がい者雇用開拓員」を設置し、事業所の個別訪問による障がい者雇用の普及啓発及び職場実習先・就職先の開拓を進めます。また、特別支援学校との連携のうえ、生徒一人ひとりのニーズに合った就労支援及び卒業後の定着支援を行います。

⑥県立希望が丘特別支援学校の再整備【再掲】

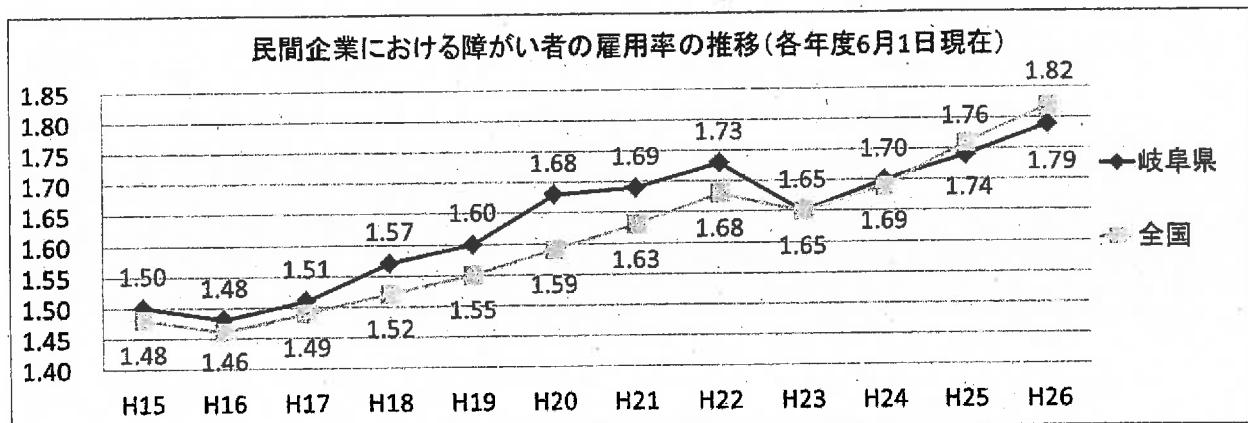
- 平成27年9月の供用開始を目指し、岐阜希望が丘特別支援学校を再整備します。

2 雇用・就労の促進

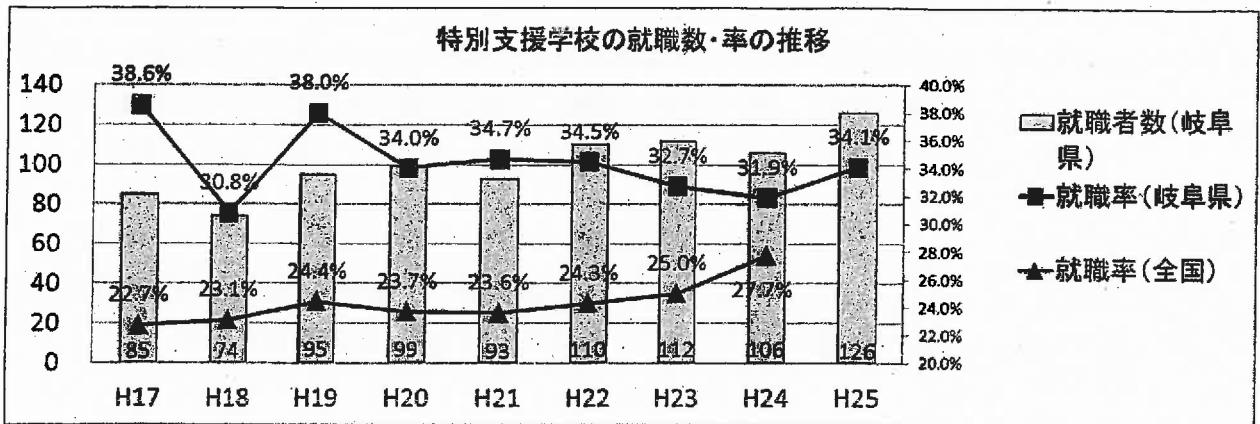
(1) 障がい者の一般就労拡大プロジェクトの推進

現状と課題

- 本県の民間企業における障がい者雇用の状況は、障がい者雇用についての理解と関心の高まりにより近年着実に進展しています。しかし、平成26年6月1日現在で障害者実雇用率は、1.79%と全国平均の1.82%を下回っているうえ、法定雇用率の2.0%に達しておらず、依然として厳しい状況が続いています。
障がい者の就業促進と職業的自律の重要性について、事業主をはじめ、広く県民に理解を深めて頂くため、啓発広報の充実に努める必要があります。
- 民間企業における在職障がい者数やハローワークを通じた就職件数、新規求職申込件数は増加しており、一般就労を通じた社会参加は進んでいる一方、法定雇用率達成企業は51.0%(H26.6.1)にとどまっています。



- 特別支援学校卒業生は増加傾向にあり、生徒一人ひとりのニーズに合った就職支援・職場定着支援をさらに強化する必要があります。
- 一般就労を希望する軽度の知的障がいのある生徒が増加しており、その傾向は今後も継続することが見込まれるため、実習先・就労先の受け入れ企業を更に拡大していくことが課題となっています。



- 障がい者の職域の拡大及び職業訓練の充実等を図るとともに、保健、福祉、教育、就業支援等の関係機関と連携した支援体制の構築に努め、民間企業への円滑な就業及び職場への定着を促進する必要があります。
- また、本県の公的機関における障がい者雇用の状況は、平成26年6月1日現在で、49対象機関のうち、法定雇用率(地方公共団体2.3%、教育委員会2.2%)の未達成機関が7となっており、引き続き障がい者雇用の推進に努める必要があります。

今後の取組

①雇用の場の拡大

- 経済団体、障がい者団体、福祉関係者、N P O等の関係者で情報交換や現状の課題の検討などを行い、各種施策の改善、拡充等に役立てます。
- 岐阜障害者職業センターと共同で障がい者雇用促進セミナーを開催するなど、啓発活動の実施に努め、障がい者の雇用促進に関する事業主の理解を深めます。
- 岐阜労働局等関係機関と連携し、特定求職者雇用開発助成金をはじめとする各種助成制度やトライアル雇用、ジョブコーチ制度をはじめとする各種支援制度の普及、啓発を図り、法定雇用率未達成企業の解消に努めます。
- 岐阜労働局と共同で障がい者就職面接会を開催し、就職機会の拡大に努めます。また、障がい者雇用優良事業所及び優秀勤労障がい者の表彰を行い、広く県民に周知することで、障がい者の雇用促進と職業の安定を図ります。

- 積極的に障がい者を雇用している県内の中小企業（障がい者雇用率4%以上）、在宅就業支援団体及び障害福祉サービス事業所等から県が優先的に物品等を調達する制度（通称「ハート購入制度」）を引き続き実施し、障がい者の雇用の促進と継続及び福祉的就労の促進を図ります。また、県内市町村に対し、県はハート購入制度の導入について積極的に働きかけます。
- 障がい者の雇用に積極的に取り組んでいる県内の中小企業者及び組合の事業資金を通常より有利な利率で融資することにより、障がい者の雇用の促進を図ります。
- 障がい者の一般就労の拡大に向けて、県内企業に対し、実習の受け入れや求人申込に向けた働きかけを行います。
- 障がい者に適した業務の洗い出し、経営等のコンサルティングやジョブコーチ養成研修を実施するなど、障がい者雇用に関し総合的な企業支援を行います。

②特別支援学校卒業生の就労支援の充実

- 圏域ごとに「障がい者雇用開拓員」を設置し、事業所の個別訪問による障がい者雇用の普及啓発及び職場実習先・就職先の開拓を進めます。また、特別支援学校との連携のうえ、生徒一人ひとりのニーズに合った就労支援及び卒業後の定着支援を行います。
- 一般就労を希望する軽度の知的障がいのある生徒一人一人のニーズに応じた就労支援を行います。高等特別支援学校の開校時（平成29年4月予定）から、軽度知的障がいのある生徒の就労ニーズに応じた職業教育・就労支援を着実に実施できる体制を整備します。
- 障がい者の特性と能力に合ったより多くの職場実習先や就職先の開拓・確保を行うとともに、短期の職場実習を実施し、障がい者及び事業所双方の理解を深め、就職の促進を図ります。

③就業に向けた支援施策の推進

- 在宅での就業を希望する障がい者を対象にITを活用した研修を充実し、職域の拡充を図ります。
- 就職に必要な知識・技能を習得するために、公共職業訓練機関及び民間事業者等に委託して実施する障がい者の職業訓練の機会の拡充に努めます。また、障害者職業訓練コーディネーターが訓練カリキュラムをコーディネートし、障がい者の個別の事情に応じ

た効果的な訓練実施に努めます。

- 公共職業安定所と連携し、訓練修了後の雇用を前提に障がい者がスムーズに作業環境に適応するための実地訓練を企業等に委託して実施します。
- 障がい者の職業能力の開発を図るため、岐阜障害者職業センターと共同で岐阜県障がい者技能競技大会（アビリンピック）を開催するとともに、上位入賞者を全国障害者技能競技大会へ派遣します。
- 就業や職場への定着が困難な障がい者を対象に、各圏域の障害者就業・生活支援センターが雇用・福祉・教育等関係機関の連携の拠点となり、障がい者がその意欲と能力に応じて、身近な地域で就職できるよう支援するとともに、併せて日常生活の支援も一体的に行います。

□県内の障害者就業・生活支援センター一覧（平成27年3月末現在）

圏域	施設名	所在地	運営主体
岐阜	岐阜障がい者就業・生活支援センター	岐阜市鍵屋西町2-20	(社福) 岐阜市社会福祉事業団
西濃	西濃障がい者就業・生活支援センター	不破郡垂井町栗原2066-2	(社福) あゆみの家
中濃	ひまわりの丘障害者就業・生活支援センター	関市桐ヶ丘3-2	(社福) 岐阜県福祉事業団
東濃	東濃障がい者就業・生活支援センターサテライトt	多治見市小泉町2-93 ルミナス小泉102号室	(社福) 陶技学園
飛騨	ひだ障がい者就業・生活支援センターふりづむ	高山市天満町4-64-8 第一ビル	(社福) 飛騨慈光会

- 難病生きがいサポートセンターに就労支援員を設置し、難病患者の就労に関する相談・支援を実施します。

(2) 福祉的就労の充実

現状と課題

- 障がい者が地域において生活する上で、就労の場、活動の場があるということは、生計の維持、生活の質の向上に大きな役割を果たしています。

- 従来の授産施設等は、障がいの程度が重度の者や一般就労が困難な者、働く意欲やその能力がある者など様々な障がい者が同じ施設を利用しておられ、それに応じた訓練を効率的に行うことが難しかったため、一般就労に移行した事例も少なく、長期にわたる生活の場となっていました。また、利用者に支払われる工賃も少なく、経済的自律に結びつきにくいという課題がありました。

岐阜県の平均工賃は、平成24年度で月額25,114円と、全国平均の21,175円を上回っていますが、就労継続支援B型事業所の平均工賃は月額11,708円と、全国平均の14,190円の82.5%の水準にとどまっています。

一般就労が困難な方に対しては、福祉的就労の充実により、社会参加の機会を拡大する必要がありますが、県内就労継続支援B型事業所の平均工賃(H24:11,708円/月)は全国平均(14,190円/月)を下回っており、向上が必要です。

(単位：円／月)

施設種別／県・全国別		H21	H22	H23	H24	H25
全 施 設	岐阜県	14,763	16,105	19,329	25,114	29,113
	全国	16,894	17,841	19,315	21,175	集計中
就労継続支援 B型	岐阜県	11,176	11,028	11,344	11,708	11,756
	全国	13,087	13,443	13,742	14,190	集計中

- 障害者総合支援法には、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるするために、障がい者の就労を重要施策として位置づけております。このため、引き続き、福祉施設から一般就労への移行の促進に努める必要があります。
- 今後も、引き続き、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進める必要があります。
- 優先調達推進法が平成25年に施行され、法に基づき、地方公共団体等は毎年度障がい者就労施設からの物品等の調達方針を作成し、当該年度の終了後、調達の実績を公表することが義務付けられました。また、障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努める必要があります。

今後の取組

- 障害者支援施設、障がい福祉サービス事業所が生産する製品の受注・販路の拡大、商品開発等を通じて授産活動の活性化を図るため、セルフ支援センターの活動を支援します。

- セルフ支援センターに設置した複数の事業所が共同で仕事を受注する共同受注窓口の運営を促進し、受注の拡大を図ります。
- 経営コンサルタントの派遣やモデル事業の実施など、就労継続支援B型事業所の工賃向上に向けた取組みを推進します。
- 就労移行支援事業所が行う社会適応等に関する研修や交流会、離職防止の取組みなどを支援し、福祉施設から一般就労への移行や定着支援を進めます。
- 物品の購入や役務の提供などについて、県優先調達推進方針を毎年度策定し、官公需の受注機会を拡大するための取組みを進めてまいります。また、市町村の調達方針策定や受注拡大に向けた取組みの推進について助言や支援を行います。
- 農業分野における障がい者雇用の拡大に向けた取組みを進めます。

3 外出や移動の支援

現状と課題

- 障がい者の社会参加を支援するため、障がい者の外出や移動の支援を目的とした福祉サービスの一層の充実を図る必要があります。
- 障害者総合支援法における障がい者の移動支援のサービスは、自立支援給付市町村の地域生活支援事業の中で行われています。
しかし、市町村の地域生活支援事業については、支援の対象者及び範囲等について各市町村が定めることとされているため、市町村間で移動支援のサービスに格差が生じている状況です。
- 補助犬の同伴を拒まれたとの事例を少なくするため、身体障害者補助犬法の周知に一層努める必要があります。

今後の取組

- 重度の視覚障がいのある人や脳性麻痺等による全身性の障がいのある人の外出する機会を確保するため、同行援護事業を促進します。
- 障がい者の自動車による移動を支援するため、自動車免許取得や自動車改造等に対する助成の利用を促進します。
- 障害者総合支援法における障がい者の移動支援については、制度上の課題があるため、現在、国で行われている障がい者制度改革の中で、現状を踏まえた十分な議論がなされるよう、県としても働きかけていきます。また、現状の市町村における移動支援事業についても、外出支援の方策や支援の在り方等について、地域自立支援協議会の場で検討されるよう働きかけていきます。
- 公共施設はもとより、民間施設において身体障害者補助犬の同伴を拒否されがないよう、身体障害者補助犬法の趣旨について、事業者のみならず広く県民全般に対して積極的に広報、啓発を行います。また、盲導犬をはじめ、介助犬、聴導犬の育成、貸与に努めます。

4 障がい者スポーツ、芸術・文化活動等の充実

(1) 障がい者スポーツの振興

現状と課題

- 県では平成24年にぎふ清流大会をとおした競技人口の拡大や選手の競技力向上の取組を実施し大きな成功を収めました。また、2020年には、東京でオリンピック・パラリンピックが開催されます。ぎふ清流大会における取組を一過性に終わらせることがなく、パラリンピックを目指す選手の強化・育成や、障がい者スポーツの普及促進の両面から一層の振興を図っていく必要があります。
- また、競技スポーツだけでなく、レクリエーションとしてのスポーツ、リハビリテーションとしてのスポーツなど、スポーツを行う障がい者のニーズに対応する必要があります。

今後の取組

- ① 2020年東京パラリンピックに向けた取組みの推進
 - 2016年リオデジャネイロパラリンピックにおいて5名、2020年東京パラリンピックにおいて10名の岐阜県ゆかりのパラリンピアン輩出をめざし、パラリンピック等出場が期待される選手の発掘から育成までの一貫した支援を行います。
- ② 障がい者スポーツの裾野の拡大
 - 障がい者スポーツの普及を図るため、障がい者スポーツを行う者の裾野を広げるための取組みや、障がい者スポーツにおける功労者を讃える取組みを実施します。
 - 県民が新たな障がい者スポーツに触れられるよう、また2020年東京パラリンピックに向けたパラリンピック競技種目の普及を図るため、県下全域でスポーツ教室を開催するとともに、地区大会の開催や競技人口拡大に向けた取組みを支援します。
 - スポーツを通じた社会参加を促進するため、全国障害者スポーツ大会への県選手団の派遣を実施し、派遣選手の競技力の向上に努めます。
- ③ 障がい者スポーツを支える環境整備
 - 障がい者スポーツ振興の中核的役割を担う岐阜県障害者スポーツ協会の活動及び障がい者スポーツ振興を実施するための競技団体等の組織づくりを支援します。

- ぎふ清流大会以降減少傾向にある障がい者スポーツ指導者を確保するため、日本障害者スポーツ協会公認の障がい者スポーツ指導員の養成を進めるとともに、指導者のスキルアップを図るための強豪チームの練習会等への派遣を支援します。

④新福祉友愛プール（仮称）及び障がい者用体育館の整備【再掲】

- 障がい者のスポーツを通じた社会参加の推進、東京パラリンピックに向けた選手強化及び障がい者スポーツの裾野拡大のため、平成28年中に、通年型の障がい者用屋内プール「新福祉友愛プール（仮称）」を整備するとともに、平成29年中に、「障がい者用体育館」を整備します。

（2）障がい者の芸術・文化活動の振興

現状と課題

- 芸術・文化活動に参加することも、障がい者の生活を豊かにし、社会参加を促進する上で重要なことです。また、県民の障がい者に対する理解と認識を深める上でも、大きな役割を果たしています。

岐阜県障がい者ふれあい福祉フェアの開催等、障がい者の芸術・文化活動の発表の場を提供し、その振興を図っていく必要があります。

今後の取組

①芸術・文化活動の振興

- 障がい者の活動意欲の高揚を図るため、岐阜県障がい者ふれあい福祉フェアの開催等、創作活動等の成果を発表する機会の拡充に努めます。
- 障がい者の制作した絵画等をポジフィルムに登録し、官公庁や企業等にその利用を呼びかけ、使用料の一部を制作者に還元する「アートバンク事業（ふれあいアートステーション・ぎふ）」を引き続き実施します。
- 県立の文化施設（美術館、図書館等）において、障がい者に配慮した鑑賞、閲覧等の手段を確保します。
- 講演会等の開催に当たっては、手話通訳、要約筆記などによるコミュニケーションの確保に努めます。
- 再開後の未来会館（仮称）を「障がい者の文化芸術活動の拠点」と位置付け、障がい

者の文化芸術活動を紹介する企画展示の実施や、障がい者の文化芸術活動の発表の場として活用を進めます。

②生涯学習の振興

- 身体障がい者及び精神障がい者の生涯学習を推進するため、放送大学岐阜学習センターの入学料、授業料の一部を助成します。

III 日常生活を支える福祉の充実

1 障がい者の地域生活支援

(1) 親亡き後の住まいの場の確保と地域生活移行支援

現状と課題

- 県においては、「第1期岐阜県障害福祉計画（平成18～20年度）」からこれまで地域移行を推進しつつ入所定員数を削減してきました。平成25年度入所定員は2,365人と、平成17年度定員比で125人の減員となっています。
- 一方、本県の定員数は、人口10万人あたり117人となっており、全国平均の144人と比較して少ない状況にあります。また、入所施設の待機者数は、今後3年以内に入所が必要な方が約200人、うち重度の方が約100人います。このことから、入所定員数はこれまで減り続けてきましたが、今後入所が必要な方が相当数おり、入所施設の確保が必要な状況にあります。
- また、県内の障がい者団体からは、「これまで入所を進めてきた経緯、当時入所した方の多くは高齢化していることなどから、現在施設に入所している方の地域移行は難しい」との意見をいただきました。その一方、「新たに入所対象となる方については、地域で受け入れるべきで、そのための環境整備が必要である。」との意見をいただいています。
- 特別支援学校の児童生徒の保護者へのアンケート調査結果からは、自分がいなくなつた時の子どものその後の生活が心配であり、親亡き後、家族がいなくても子どもが生活していく場としての入所施設があったほうが安心できるとの意見が多くなっています。
- 障がい者の地域生活への移行を進めていくためには、障害福祉サービスやグループホーム等の住まいの受け皿の整備といったハード・ソフト面の整備・充実だけでなく、障がい者に対する地域の理解の促進や、万一の時のバックアップ態勢など、障がい者の地域生活を支えるための総合的な環境整備が必要です。
- 現状では、心身障害者世帯からの優先入居の申込みについて、ほぼ全ての事例で入居に対応することができています。引き続き、優先入居に対応していくことが必要です。

今後の取組

①訪問系・日中活動系サービス等の充実

- 岐阜県障害福祉計画に基づき、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）及び日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援で提供されるサービス）及び短期入所について、計画におけるサービス見込みに応じたサービス量の確保と質の向上に努めます。また、障害福祉サービスの内容等について、利用者がわかりやすいよう、必要な情報を提供するよう努めます。
- 障がいのある人が身近な地域で満足のいく訪問系サービスが受けられるよう、事業者の新規参入や介護保険制度の訪問介護事業者の参入によるサービス量の確保・質的充実を図ります。
- 障がいの特性やニーズに適切に対応できる人材を確保するため、研修会を通じて専門性の高い居宅介護（ホームヘルプ）従事者の養成に努めます。
- 日常生活の便宜を図るため、小児慢性特定疾患児を対象とした日常生活用具給付事業の充実を図ります。

②生活の場の確保・充実

- 地域で暮らすための住まいの場として、グループホームの整備を促進します。特に、今後は、施設入所者や入院患者が地域生活に移行する場合の住まいの場として整備を促進するとともに、同居している介護者の高齢化等も視野に入れた（家族同居からの巣立ちという）在宅からの移行に対応する観点からも整備を促進します。また、グループホームの整備にあたって、地域住民の理解が得られやすいように、障がい者及びグループホームに対する理解の促進を図ります。
- 県営住宅における障がい者の優先入居を引き続き実施します。また、公営住宅の優先入居についても、グループホームの整備状況及び地域移行の進捗状況により、各設置者へ働きかけていきます。
- 段差の解消や手すりの設置等、県営住宅のバリアフリー化を引き続き推進します。
- 障がいの方方が同居される世帯で、住宅ローンを利用して、バリアフリー等の性能を有した住宅の取得又は改修を実施された場合、利子の一部を補給します。

- 視覚障がい者のための養護老人ホームの設置について検討を行っていきます。

(2) 入院中の精神障がい者の地域移行支援

現状と課題

- 現在の精神保健医療福祉施策は、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本の方策を推し進めるため、国においては平成16年9月に取りまとめた「精神保健医療福祉の改革ビジョン」に基づき、様々な改革を進めております。
とりわけ、受入条件が整えば退院可能な精神障がい者の地域移行は重要な課題であり、障害者総合支援法においては、精神障がい者の地域移行支援事業を県の地域生活支援事業に位置付けております。
- 県においても、前障害福祉計画（平成24年3月策定）で「受入条件が整えば退院可能な患者数」を設定しており、平成20年4月から実施している「精神障がい者地域移行支援事業」により、退院支援活動の実施及び退院支援体制の整備等を行い、精神障がい者の地域移行支援を推進しています。
- 地域移行・地域定着事業の実施など、患者を退院に導く仕組みは整備されてきましたが、精神障がい者を直接支援する人材が不足していること、住居・就労・活動の場等地域の受け皿が十分でないこと、市町村における精神保健福祉施策への認識にばらつきがあること等、精神障がい者の地域移行に向けては、多くの課題があります。
- このような状況の中で、精神障がい者が安定した地域生活を送るため、入院中から退院後まで一貫した支援ができるよう、保健と医療、福祉の面から一体的にサポートする仕組みを充実する必要があります。

今後の取組

- 地域生活に必要な体制整備を推進するために保健所が、病院や市町村、福祉サービス事業者等への働きかけや、地域の必要なサービス体制に関する指導・助言や、相談支援専門員への指導・助言等、地域での退院促進や地域生活支援の体制整備の総合的な調整を実施します。
- 平成26年4月の精神保健福祉法の改正により、医療保護入院を行った際に病院に義務付けられた「退院後生活環境相談員」が十分機能するよう、病院に対する指導を行います。

- 精神障がい者の社会的入院を防ぎ、早期に地域移行できるよう、精神科病院へ入院する際には、本人への支援に加えて、退院後の生活における注意事項を助言・指導するなど家族への支援も行います。
- 地域移行・地域定着支援事業の利用促進を図るとともに、ピアサポーターの活用により地域移行が促進されるよう、保健所が主催する地域移行推進会議において、地域の事業所や医療機関と協議・検討を行っていきます。

2 施設入所者への環境・サービスの質の向上

現状と課題

- 障害者総合支援法における障害者支援施設については、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に照らし、地域の実情や障がい者本人のニーズ等を踏まえた指定を進める必要があります。
- 施設利用者の支援にあたっては、利用者の自己決定の尊重と意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の障がいの重度化・高齢化に適切に対応するとともに、プライバシーの確保など、生活の質を高める必要があります。

今後の取組

①入所施設のサービスの質の向上

- 障害者支援施設の指定については、本計画に基づき、障がい者の地域生活への移行状況その他の地域の実情等を踏まえて進めます。
- 重度障がい者のための入所施設等の環境やサービスの質の向上を図ります。
 - ・居室の個室化など居住環境の整備や、強度行動障がいを持った人に対する支援技術の向上などハード・ソフト両面の整備を推進します。
 - ・施設等において利用者の個別支援計画の作成、サービスの提供について統括を行うサービス管理責任者に対する研修を実施します。
 - ・障がい者の高齢化が進み、また、医療的ケアが必要な障がい者が増えるなかで、施設における医療行為の方向性や対策について、今後検討をしていきます。

②県立ひまわりの丘の再整備

- 県立ひまわりの丘「第三学園」及び「第四学園」を、県福祉事業団が設置運営主体となり、同一敷地内で、段階的に、建て替えを進めます。これらの建て替えの中で、利用者の高度化や重度化に対応するとともに、強度行動障がい等の専門的な支援が行えるよう整備を行います。【再掲】

3 所得保障制度及び経済的負担軽減制度の活用促進

現状と課題

- 障がい者が地域社会の中で自律し、生き生きとした生活を送るためには、生活の糧となる所得の確保が重要です。
- 生活安定のための各種手当や関連制度などの活用を促進するため、積極的に広報活動を展開し、周知徹底に努める必要があります。

今後の取組

- 障がい者の生活安定のため、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知徹底を図ります。
- 障がい者の経済的負担を軽減するため、JRや有料道路等の運賃・料金の割引制度、NHK放送受信料の減免制度（地上デジタルチューナー放送視聴のための簡易チューナーの無償給付等を含む）等について周知の徹底を図ります。

IV 質の高い保健・医療提供体制の整備

1 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・治療体制の充実

現状と課題

- 県では、生涯を通じた健康づくりの実現に向けて、生活の質の向上、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸を基本目標とした健康増進計画「第2次ヘルスプランぎふ 21」を策定し、「自分の健康は自分で守り・つくる」の自己責任の原則を踏まえ、県民一人ひとりの主体的かつ積極的な健康づくりの運動が定着し、広がるように推進しています。
- 妊娠・出産から新生児、幼児に至る過程の中で、疾病等の予防・早期発見が障がいの予防や軽減につながることから、保健、医療、福祉等の連携を図りながら、より一層の保健施策を充実していくことが必要です。
- 市町村では、地域住民の健康の保持、増進を図るため、保険者として高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する特定健診・特定保健指導をはじめ、健康増進法による保健事業や各種がん検診を実施しています。障がいの原因となる疾病の予防や早期発見、重症化予防のために、各種健診の受診率向上に向けた取組の強化や保健指導の充実を図っていく必要があります。
- 雇用情勢の悪化等著しい社会経済情勢の変化は、労働者の職場における労働衛生の面に大きな影響を及ぼしており、特に最近では、従来以上に仕事が原因のうつ病など心の健康問題が生じています。このため、自殺予防対策を含めた心の健康づくり対策が大きな課題となっています。

今後の取組

①健康づくりの推進

- 県が策定した「第2次ヘルスプランぎふ 21」（平成25～29年度）に基づき、関係団体と連携、協働しながら、県民一人ひとりの自覚と実践を基本とした健康づくりの取組を促進します。

②疾病等の予防、早期発見

- 障がいの原因となる高血圧や心臓病等の循環器疾患や糖尿病、脂質異常症等の疾病とともに、CKD（慢性腎臓病）、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、ロコモティブシンド

ローム（運動器症候群）といった健康課題を予防するために、保健事業、健康づくりに取り組みます。

- 妊産婦の健康教育、保健指導及び健康診査の充実を図るとともに、新生児に対する先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査、各種乳幼児健康診査を実施して、疾病等の早期発見に努めます。
- 県では「第2次岐阜県食育推進基本計画—子どもから始めるぎふの食育(平成24年3月策定)」に基づき、生活習慣の基礎ができる子どもや青年期層（16～39歳）に重点をおいた食育を進めます。
- 岐阜県方式の児童生徒の集団心電図検査や心臓・腎臓疾患の学校生活管理指導票を活用した健康診断を実施し、疾病の早期発見・早期治療に努めます。
- 心の健康づくりに関する知識の普及、啓発を図るとともに、保健所、精神保健福祉センター等関係機関の連携による相談支援体制の充実・強化を図ります。また、第2期岐阜県自殺総合対策行動計画（平成26年3月策定）に基づき、うつ病対策や相談体制の充実など、自殺予防に向けた取組を進めます。
- 壮年期からの生活習慣病予防意識の向上を図るため、市町村や医療保険者と連携し、特定健診・特定保健指導の効果的な実施や各種がん検診等の保健事業の充実に努めます。

③治療体制の充実

- 総合医療センターでは「周産期医療」を重点医療の1つとして位置付け、「母と子ども医療センター」においてハイリスク妊産婦と新生児センター機能等の医療機能を統合した高度医療の提供に努めます。また、周産期医療協議会を通じて、関係機関等との連携を図りながら各圏域における出産前後の医療体制を確立させ、県における出産前後の医療ネットワークの整備を進めます。
- 周産期医療に携わる医師・看護職員等を対象に専門的な知識・技術を習得するための研修等を行い、従事者の資質の向上に努めます。
- 医療機関の選択に資するため、インターネット等による医療機関の医療機能に関する情報の提供を促進します。

2 障がい児者に対する医療と福祉の連携による支援の充実

(1) 保健・医療体制の充実

現状と課題

- 障がい者は、身体に何らかの疾病を抱えている人も多く、障がい者の多くが自身の健康や体力に不安を抱いており、医療的ケアを必要としています。
- 障がい者の歯科診療は、多くの医療スタッフを必要としたり、長時間の診療を要することもあり、歯科診療体制の整備を推進することが必要です。
- 精神障がい者の在宅生活を支援するため、地域で適切な精神医療が受けられる体制を整備するとともに、保健所や精神保健福祉センター等において精神保健相談や訪問指導など、地域における精神保健対策の充実を図っていくことが重要です。
- 交通事故や脳血管疾患等による脳損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい等の後遺症を呈する高次脳機能障がいなど新たな障がいへの対応が求められています。

今後の取組

①医療体制の充実

- かかりつけ医を中心に、かかりつけ歯科医、連携医療機関、入院施設（有床診療所及び病院）、在宅医療を行う医療機関、地域包括支援センター、介護事業所間の連携強化を図ります。
- 歯科疾患の予防や口腔機能の管理のため、歯科保健医療事業の充実を促進します。

②精神障がい者に対する保健、医療の充実

- 保健所、精神保健福祉センター等において、精神疾患の早期発見と早期治療のための相談体制の充実を図り普及啓発を行います。また、自殺予防対策の一環として、ゲートキーパーの養成を行い、自身や周囲の人の心の健康に关心を持てるよう人材育成も行います。
- 精神障がい者の人権に配慮した医療を推進するため、精神医療審査会において強制入院の必要性や入院患者の処遇について審議を行います。

- 入院患者の処遇改善など、精神障がい者に対する適切な医療の確保を図るため、医療機関に対し、実地指導等を通じて助言・指導を行います。
- 地域で生活する精神障がい者の適正な医療の確保を24時間体制で支援するため、輪番制による精神科救急医療システムにより、精神疾患の急変、急発により速やかに医療を必要とする者に対し、迅速かつ適切な医療を行います。

③高次脳機能障がいへの対応

- 広く高次脳機能障がいに対する理解を深めるため、普及啓発活動の実施に努めます。
- 高次脳機能障がい者に対する相談支援体制を整備するとともに、県内の関係医療機関と連携し、相談支援体制の充実等の施策拡充に努めます。

(2) 療育体制の充実

現状と課題

- 各市町村では障がいのある児を早期に発見し、成長段階や個々の障がいの事情に即した療育を行うため、療育機関、医療機関、保育所、保健所、学校等と連携し、早期に療育を提供する体制の確保に取り組んでいますが、障がい児本人の状況や地域のニーズにきめ細かく応える体制が求められています。

今後の取組

①県立希望が丘学園の再整備

- 県立希望が丘学園（医療型障害児入所施設・医療型児童発達支援センター：平成27年9月の新施設供用開始に伴い「県立希望が丘こども医療福祉センター」に改称予定。以下同じ）の再整備により、重症心身障がい児・肢体不自由児の受入れ、訓練機能、レスパイトのための短期入所、あるいは発達障がい児の診療や新たな療育プログラムなど、障がい児とその家族に対する支援機能の充実を図ります。

②地域療育体制の構築

- 市町村や児童発達支援事業所、保育所、児童養護施設等の関係機関のニーズに応じ、県立希望が丘学園の医師や作業療法士等などからなる専門チームを地域に派遣し、職員の技量と知識を活かし、障がい児本人の状況や市町村の療育体制に応じたオーダーメイド型の療育支援（地域療育支援システム支援事業）を行います。

- 発達障がい児者・重症心身障がい児者等に対して、各圏域の主要な障がい児者施設の有する専門性を活用した療育支援（障がい児等療育支援事業）を実施します。
- 各圏域に発達障がい支援センターを設置し、保育所や学校の訪問指導、療育従事者の研修を行うほか、市町村が中心となり、療育機関、保育所、医療機関、保健所、学校などの関係機関が連携して行う発達障がい支援体制づくり（ネットワーク化）を支援を行います。
- 障がいのある児も地域で保育を受けられるよう、市町村に働きかけるなど障がい児を受け入れる保育所の増加を促進します。

（3）発達障がい児者支援の充実

現状と課題

- 発達障がいは、障がいの程度や現れ方が様々であり、幼児期、学齢期、成人期などライフステージに応じて課題も変化することから、各市町村では、福祉、保健、医療、保育、教育、就労、行政などの関係機関が連携して、それぞれの状態に応じた切れ目のない支援を行う体制づくりに取り組んでいます。
- 早期発見・早期療育の観点から、発達障がい支援センターのぞみを中心に、県立希望が丘学園、早期診断のための発達専門外来医療機関、発達障がい児の相談支援や市町村の体制づくりの助言等を行う圏域発達障がい支援センターが連携して、発達障がい児を対象とした市町村の体制づくりの支援や人材育成等に取り組んでいます。
- 発達障がい者支援コンシェルジュを設置し、成人期の発達障がい者への就労を中心とした生活支援に取り組んでいますが、地域の方々や企業などの理解を得て発達障がい者が身近な地域で安心して生活できる体制づくりが求められています。
- 自らの身体を傷つけるなど激しい行動を繰り返し、日常生活に大きな困難を抱える強度行動障がいのある児者に対応できる支援者や支援サービスについても不足していることから、人材育成や強度行動障がいの支援拠点の整備、関係機関のネットワーク構築が必要です。
- 自閉症等の発達障がい者の高齢化や親なき後の生活の確保などを見据え、発達障がい者がいつまでも安心して暮らすことのできる体制づくりが求められています。

今後の取組

①発達障害者支援センターの機能強化

- 発達障害者支援センターにおいて、精神保健福祉センターと一体となった成人期の相談支援等の充実を図り、児者一貫した支援を実施します。
- 家族が子どもの障がいを受け止め前向きに捉えることができるよう、障がい受容や育て方の訓練を行うペアレントトレーニングの普及や精神的な心理負担軽減を図るペアレントメンターの養成などにより家族支援の強化を図ります。
- 地域の療育機関等の職員に対する研修や専門相談、各機関が抱える困難事例への助言などにより、地域支援の強化を図ります。
- 発達障がい者やその家族が地域で安心して暮らせるよう、発達障がいに関する理解を深めるための啓発活動を充実します。

②発達障がい児者に対する地域の支援体制の確保

(幼児期・学齢期の支援)

- 発達障がい児の早期発見・早期療育のため、圏域発達障がい支援センターを活用し、発達障がい児やその家族の相談支援を行うほか、市町村、児童発達支援事業所、保育所、学校等関係機関への助言などにより、市町村の発達障がい支援体制づくりを支援します。
- 各圏域に発達障がいの診断や診療を行なう発達専門外来医療機関を引き続き設置し、身近な地域で早期に診断が受けられる体制を確保します。
- 市町村や児童発達支援事業所、保育所、児童養護施設等の関係機関のニーズに応じ、県立希望が丘学園の医師や作業療法士等などからなる専門チームを地域に派遣し、職員の技量と知識を活かし、障がい児本人の状況や市町村の療育体制に応じたオーダーメイド型の療育支援（地域療育支援システム支援事業）を行います。<再掲>
- 発達障がい児の社会性を伸ばすため、発達障害者支援センターにおいて障がいの状態や程度に応じたグループ活動を行うとともに、教職員向けの研修への協力を行います。

(成人期の支援)

- 発達障がい者支援コンシェルジュを設置し、成人期の発達障がい者や学生などの就労に向けた相談支援を行うほか、相談者が必要な支援を受けられるよう支援機関や市町村へのつなぎを行います。

- 発達障がい者支援コンシェルジュ等の支援機関が開催するケース会議等に専門医等を派遣し、医学的見地からの助言や相談対応を行い、医療と福祉が連携して発達障がい者への支援を行います。
- 障害福祉サービス事業者等に対する研修により、発達障がい者の特性と支援のあり方について理解を図り、発達障がい者が安心して生活できる環境づくりを進めます。
- 発達障害者支援センターが精神保健福祉センターと協働して行う成人当事者向けのグループ活動により、成人期の発達障がい者の居場所づくりや社会適応を促進します。

(高齢化への対応)

- 発達障がい者の保護者の高齢化や親なき後の生活の確保の観点から、グループホーム等の整備を促進します。

③発達障がい児者を支援する人材の育成

- 発達障がいに関する専門研修（発達障がい支援従事者養成研修、障害児通所支援事業所等職員研修事業）により、発達障がい児者の支援を行う支援員の技量向上を図ります。
- 岐阜大学への障がい児者医療学寄附講座の設置や、診療現場における実践的な研修等により、発達障がいに対応できる医師や、現場で医師を補助し診療の効率化に貢献する心理士などの育成・確保を図ります。
- 県立希望が丘学園の再整備により、児童精神科外来の常設化による発達障がい児診療や、新たな療育プログラムなど支援機能の充実を図るとともに、発達精神医学センター（仮称）の設置により、発達障がいの診療にあたる医師の育成等を図ります。

④発達障がいについての理解促進

- 県民向けの講演会・映画会、ブルー折り鶴キャンペーン等の普及啓発により、発達障がいの正しい知識や特性についての県民理解を促進します。
- 身近な地域の人に発達障がいについての理解を図り、発達障がい者の支えとなる「発達障がいサポーター（仮称）」を養成し、その活動を通じて発達障がい者が自分らしく生活を送ることのできる環境づくりを促進します。

⑤強度行動障がいのある児者の支援体制の構築

- 医療及び福祉等の必要なサービスのコーディネートを行う福祉支援拠点と緊急時の受入れを行う医療支援拠点を設置し、強度行動障がいのある児者やその家族の生活支援を行います。
- 県立ひまわりの丘「第三学園」及び「第四学園」の再整備にあたり、強度行動障がいの専門的な支援ができるよう整備を行います。
- 障がい福祉サービス事業者の職員を対象に、強度行動障がいのある方の支援に必要な専門知識や技術の研修により、強度行動障がいのある児者に対応できる人材と受け入れる施設の確保を図ります。
- 早期発見・早期療育の実施、必要な福祉・医療等のサービスを提供する発達障がい支援体制の充実及び発達障がいを支える障害福祉サービス事業者や家族への支援により、家庭環境や不適切な支援によって生じる強度行動障がいの予防を図ります。

（4）重症者（重症心身障がい者、難病者等）支援の充実

現状と課題

- 周産期をはじめとする医療の進歩や支援体制の充実もあり、医療的ケアを要する重症心身障がい児が年々増加し、また、重症心身障がい者の長寿命化も進んでいます。
- 医療的ケアが必要な在宅の重症心身障がい児者や遷延性意識障がい者（以下、「重症心身障がい児者等」という）が利用できる短期入所等の障害福祉サービス事業所や在宅医療を提供する医療機関、支援に携わる人材の確保など、在宅支援体制の充実が必要です。
- 県内の18歳未満の重症心身障がい児の入所施設の充実を図るため、県立希望が丘学園の再整備、岐阜県総合医療センター障がい児病棟の整備を進めています。一方、保護者の高齢化などもあり、在宅で生活する重症心身障がい者等の入所ニーズも増加しています。
- 難病患者や家族は、障がいの原因となる難病の治療を続けながら、地域の中での生活を望んでおり、難病患者の在宅療養を推進する必要があります。

- 平成27年1月1日から「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行となり、障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲がさらに拡大されます。

これに伴い、地域における難病患者への支援体制を整備するため、関係機関（行政、医療機関、患者及びその家族）の連携の緊密化を図る必要があります。

今後の取組

①重症心身障がい児者等在宅支援体制の充実

- 医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障がい児者等が、身近な地域で必要な福祉・医療サービス等を利用できるよう、保護者のレスパイトに役立つ医療型短期入所事業所や小児在宅医療支援を実施する医療機関の増加を図ります。
- ネットワークづくりに向けた様々な職種が集う研究会の開催、各種マニュアルの作成、在宅障がい児者等が活用できる地域資源の取りまとめをはじめ、相談機能を備え家族ネットワークづくりなどを推進する障がい児者在宅医療等支援センターの設置など、障がい児者在宅医療支援体制の充実を図ります。
- 医療的ケアが必要な在宅の障がい児者の障害福祉サービス（居宅介護等）の利用拡大を図るため、喀痰吸引等研修費用の負担軽減等により、医療的ケアを行う資格を有する介護職員の増加を図ります。
- 岐阜大学への障がい児者医学寄附講座の設置や、実務的・専門的な研修、現場を広く紹介する広報・啓発活動や就職相談会をセットにしたセミナー等の実施により、障がい児者医療に携わる、医師・看護師等支援人材の育成・確保を図ります。
- 在宅の重症心身障がい児者やその家族に対し、運動機能等の低下防止と情緒の安定、家庭における介護者のリフレッシュを図る「重症心身障がい児（者）いきがい創出支援事業」を実施し、地域社会の中で潤いのある生活を送ることができるよう支援します。

②入所施設の整備・運営

- 県立希望が丘学園の再整備により、重症心身障がい児の受入れやレスパイトのための短期入所など、障がい児とその家族に対する支援機能の充実を図ります。また、人工呼吸器装着などの濃厚な医療的ケアや、特殊な疾患への高度専門医療が必要な障がい児のために、岐阜県総合医療センターが整備する障がい児病棟（医療型障害児入所施設）に対し、財政支援を実施します。
- 県立希望が丘学園、岐阜県総合医療センター障がい児病棟と、国立病院機構長良医療

センターとの連携・役割分担により、重症心身障がい児者の入所需要に対応するとともに、今後18歳以上の重症心身障がい者の入所需要の増加が見込まれることから、療養・介護施設の整備に向けた検討を進めます。

③難病患者の支援等の充実

- 在宅の難病患者の生活の質の向上と療養生活の支援を目的に、医療相談、訪問相談等の実施を推進します。そのために、保健・医療・福祉の連携を図り、保健所を中心として、各地域における難病患者のネットワークの構築を今後も促進します。

また、地域の実情に応じて、それぞれの地域で生活する難病患者が安心して療養できるよう、保健所は地域の窓口として難病相談を実施します。さらに、保健所を中心とした関係者で構成する地域支援ネットワークを構築し、地域の特性に応じた難病患者への支援体制の整備をすすめます。

- 慢性疾患児の自立や成長を支援するため、児童やその家族からの相談に応ずる支援員を設置するとともに、保健所を中心とした関係者で構成する地域支援ネットワークを構築し、児童やその家族のニーズに応じた支援内容を検討する体制を整備します。
- 難病患者や家族からの相談に応じ、本人の希望やその状況に応じた適切なサービスについて助言やケアができるよう継続した研修会を通じて、医療従事者の資質向上を図ります。また、難病患者が在宅生活を送るに際して話し相手になったり、さまざまな相談に応じるなど、訪問や電話で援助を行う難病患者在宅療養応援員活動を推進します。
- 病状の悪化により居宅での療養が困難となった重症難病患者に対し、適時に入院施設が確保できるよう、拠点病院、協力病院を整備して、難病医療連絡協議会を中心とした病院間の連携システムを構築します。
- 県内の総合的な難病相談窓口、情報発信基地である難病生きがいサポートセンターでは、難病患者やその家族の疾病に対する不安、家庭生活への影響等の悩みを解消するために、電話、手紙等の難病に関する諸相談をはじめ、ホームページでの難病情報の提供と併せて電子メールでの相談にも対応していますが、今後とも、利用者にとってより利用しやすい施設となるよう、機能の一層の充実を図ります。

3 リハビリテーション体制の整備

現状と課題

- 障がいの早期発見、重度化、重複化及び高齢化の進展、医療技術の進歩等により、治療だけでなくリハビリテーションに対する需要も増大しており、質的にも高度化、多様化しています。
- 県では、障がいのある方の自律と社会復帰に向けた総合的なリハビリテーションサービスの提供を行う体制づくりが遅れており、急性期から回復期、維持期までの一貫した総合的なリハビリテーションサービスの提供が求められています。
- 精神疾患の再発防止と円滑な社会復帰を図るため、精神障がい者に対するリハビリテーション医学の普及・充実が求められています。

今後の取組

- 養成施設との連携を図り、特に県内において人材の不足が見込まれる職種については、関係団体と協力して人材の確保に取り組むとともに、養成施設や関係団体との連携を密にし、優秀な人材が確保できるよう研修等を通じて能力の向上を促進します。
- 急性期のみならず、回復期、維持期のリハビリテーションも重要であることから、慢性疾患においては、回復過程に応じて療養場所を移して必要なリハビリテーションなどのサービスを受けるなど、医療機関相互の連携により、地域における切れ目のない医療を受けられる体制づくりに努めます。
- 安らぎや癒しなど園芸の持つ効果を医療や福祉等に活かす「園芸福祉」を推進するため、ボランティアとして園芸福祉活動を実践できる「園芸福祉サポーター」の活用を図ります。

第5章 国の基本指針に即して定める「第4期障害福祉計画」

1 計画の策定にあたって

(1) 計画の性格及び位置付け

障害福祉計画は、障害者総合支援法第89条に基づき、国の定める「基本指針」（※）に即し、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

これまで本県の岐阜県障害福祉計画は、平成18～20年度を第1期計画、平成21～23年度を第2期計画、平成24～26年度を第3期計画と位置付け、別個に策定しておりましたが、本計画である平成27年～29年度の第4期計画から、「岐阜県障がい者総合支援プラン」と統合し、この「プラン」の中で、本県の障害福祉サービス提供体制等を明示します（第5章、第6章）。

※ 国の定める「基本指針」

根拠規定：障害者総合支援法第87条（基本指針）

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号） → 内容については、118～120ページに掲載

(2) 第4期計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

(3) 障害保健福祉圏域の設定

障害者総合支援法では、障がい者に身近な行政主体である市町村が、当事者のニーズを的確に把握したうえで障がい者の支援に取り組んでいくことを基本としていますが、専門的な支援については、広域的な取り組みも必要です。

このため、指定障害福祉サービス等の見込量等については、5つの障害保健福祉圏域ごとに定めることとします。

(障害保健福祉圏域)

圏域名	区 域
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃圏域	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

(4) 計画の推進体制

障害福祉計画における目標等について、「プラン」とともに、年に1回は実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害福祉計画の見直しの措置を講じます。

①障害者自立支援協議会等との協働

障害福祉計画を推進するためには、行政だけではなく、障がい者支援に関連するすべての者が連携し、積極的・主体的に取り組む必要があります。

このため、障がい者支援ネットワークである「岐阜県障害者自立支援協議会」で意見を聴き、実践活動面で障害福祉計画の推進に資するよう関係者間の協働を図ります。

②岐阜県障害者施策推進協議会への協議

障害福祉計画の進捗状況等を「岐阜県障害者施策推進協議会」に報告し、適切な進行管理と評価を行います。

また、障害福祉計画を見直す場合は、県民に広く意見募集するとともに岐阜県障害者施策推進協議会において、その内容を協議します。

(5) 障害福祉サービス等の見込量の算出

第4期障害福祉計画の目標年度である平成29年度における障害福祉サービス等の見込量は、市町村の報告数値を基礎として、第3期障害福祉計画の実績を踏まえ、算出しました。

①市町村との調整

市町村は障害福祉サービス等の見込量や目標数値等について、これまでの実績を踏まえ、各種調査や有識者会議等を実施したうえで計画数値を見込んでいます。

県においては市町村ごとの障害福祉サービス等の見込量を合計したうえで、サービスの種類ごとに精査・調整を行い、サービスの見込量を定めました。

2 数値（成果）目標

（1）平成29年度の数値（成果）目標の設定

国の基本指針では、①福祉施設入所者の地域生活への移行、②入院中の精神障がい者の地域生活への移行、③地域生活支援拠点等の整備、④福祉施設から一般就労への移行等について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、平成29年度の数値（成果）目標を設定することとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、平成29年度の数値目標を次のとおり設定します。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 数値目標の設定

【国の基本指針】

- ・平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から、4%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ・平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。



【県の数値目標】

- ・平成29年度末の施設入所者数は、平成25年度末時点を基準に_____とします。
- ・平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者の4.8% (112人) 以上が地域生活へ移行することを目指します。

【数値目標の積算】

項目	数 値	備 考
① 平成25年度末の施設入所者数	2,337人	平成25年度末現在の施設入所者の県内市町村合計
② 平成29年度末の施設入所者数	□人	平成29年度末現在の施設入所者の県内市町村合計
③ 【目標値】 施設入所者数の減少見込み (②-①) (割合 ③ ÷ ①)	□人 (△□%)	平成25年度末現在の施設入所者の平成29年度末までの減少見込み数
④ 【目標値】 地域生活移行者数 (割合 ④ ÷ ①)	112人 (4.8%)	平成25年度末の施設入所者のうち、平成29年度末までにグループホーム、一般住宅等へ地域移行する者の数
(参考) 【第3期計画実績】 地域生活移行者数 (割合)	340人 (13.5%)	平成17年10月1日現在の施設入所者のうち、平成25年度末までにグループホーム・ケアホーム、一般住宅等へ地域移行した者の数

イ 数値目標設定の考え方

- 施設入所者数は、入所者の高齢化が進み地域生活移行が難しい状況や入所施設の待機者数が一定数あること、県内の向こう3年間の待機者が相当数（約200人）ある状況踏まえ、平成26年度中の移行者数を除き、□を目標とします。
- 施設入所者の地域生活移行は、地域生活を望む入所者の希望を実現するため、また、緊急度の高く真に入所が必要な待機者が入所できるよう可能な限り推進していきます。しかしながら、入所者の高齢化・障がいの重度化が進み地域生活移行が難しい状況等を踏まえ、入所者のうち、65歳以下かつ、障がい程度の中・軽度の方（※）を、平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者の4.8%（112人）が地域生活へ移行することを目標値とします。

（※障害支援区分4以下の者で身体障害3級以下かつ療育手帳B1以下の方）

【指定障害者支援施設の必要定員総数】

区 分	H23年度 (実績)	H24年度 (実績)	H25年度 (実績)	H26年度 (見込)	H29年度 (見込)
入所施設定員数	2,407人	2,379人	2,365人	2,361人	□人

②入院中の精神障がい者の地域生活への移行

ア 数値目標の設定

【国の数値目標】

- 平成29年度における入院後3ヶ月時点の退院率を、64%以上を基本として地域の実情に応じて設定。
- 平成29年度における入院後1年経過時点の退院率を、91%以上を基本として地域の実情に応じて設定。
- 平成29年6月末時点における長期在院者数を、平成24年6月末時点から18%以上減少させることを基本として、地域の実情に応じて設定。

【県の数値目標】

- 平成29年度における入院後3ヶ月経過時点の退院率を、72%以上として設定します。
- 平成29年度における入院後1年経過時点の退院率を、91%以上として設定します。
- 平成29年6月末時点における長期在院者数を、平成24年6月末時点から18%以上減少することとして設定します。

【目標値の積算】

項目	H25年度実績	H29年度目標
①【目標値】 入院後3ヶ月経過時点の退院率	72%	72%

項目	H25年度実績	H29年度目標
②【目標値】 入院後1年経過時点の退院率	90%	91%

項目	H24年6月末実績 ①	H29年6月末目標 ②	H29年6月末減少見込数 ③(割合①÷③)
③【目標値】 1年以上の長期在院者数	2,506人	2,054人	△452人 (△18%)

イ 数値目標設定の考え方

- 厚生労働省が定める「入院後3ヶ月経過時点の退院率」の目標値は64%以上ですが、岐阜県においては、平成25年度実績（72%）と同数を目標として設定します。
- 厚生労働省が定める「入院後1年経過時点の退院率」の目標値は91%以上であり、岐阜県においても、91%以上を目標とします。
- 厚生労働省が定める「長期在院者数」の目標値は、平成24年6月末時点より18%以上減を目指すものであることから、岐阜県においても18%以上減を目標とします。

③地域生活支援拠点等の整備

ア 数値目標の設定

【国の指針】

- ・平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。

【県の数値目標】

- ・平成29年度末までに各圏域に1つ以上を整備することを目指します。

イ 数値目標設定の考え方

- 地域生活支援拠点とは、厚生労働省によれば、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」に対応するため、①相談（地域移行、親元からの自立等）、②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、③緊急時の受入・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の項目の機能を満たす拠点としています。今回の厚生労働省の基本指針において、初めて目標と位置付けられました。
- 厚生労働省の定める指針においては、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することとされています。岐阜県においては、5圏域それぞれに、1つ以上整備することを目標とします。

④福祉施設から一般就労への移行等

ア 数値目標の設定

【国の指針】

- 平成29年度の年間一般就労移行者数を平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- 平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末から6割以上增加することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- 平成29年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を事業所全体の5割以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。



【県の数値目標】

- 平成29年度の年間一般就労移行者数を平成24年度の一般就労への移行実績の3.1倍以上とすることを目指します。
- 平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者数の7割以上增加とすることを目指します。
- 平成29年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を事業所全体の5割以上とすることをを目指します。

【数値目標の積算】

項目	数 値	備 考
① 平成24年度の年間一般就労移行者数	52人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
②【目標値】 平成29年度の年間一般就労移行者数 (増加率 ② ÷ ①)	162人 (3.1倍)	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
②'【H25実績】 平成25年度の年間一般就労移行者数 (増加率 ②' ÷ ①)	102人 (1.9倍)	平成25年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数

項目	数値	備考
③ 平成25年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	383人	平成25年度末時点において就労移行支援事業を利用した者の数
④【目標値】 平成29年度末時点の就労移行支援事業の利用者数 (増加率 ②÷①)	645人 (1.7倍)	平成29年度末時点において就労移行支援事業を利用する者の数

項目	数値	備考
⑤ 平成25年度末時点の就労移行率が3割以上の事業所の割合	41%	平成25年度末時点において就労移行率が3割以上の事業所の割合
⑥【目標値】 平成29年度末時点の就労移行率が3割以上の事業所の割合	50%	平成29年度末時点において就労移行率が3割以上の事業所の割合

イ 数値目標設定の考え方

- 厚生労働省の定める指針においては、平成29年度の福祉施設から一般就労する者の数は、平成24年度の実績の2倍以上とすることとされています。本県での就労系サービスの利用実績が増加していることから、関係労働施策と連携することで、29年度において24年度比3.1倍以上(162人)を一般就労に結びつけることを目標とします。
この目標値は、県内市町村の目標値の合計数であり、本県の25年度実績値が既に24年度比1.9倍の伸びとなっている状況を踏まえて、厚生労働省の定める指針を上回る目標とします。
- 厚生労働省の定める指針においては、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を25年度末の利用者数の6割以上増加することを目指すこととされています。
平成27年度以降、特別支援学校卒業者の方などが、就労系障害福祉サービス（就労継続支援B型事業）を利用するためには、就労移行支援事業を利用したアセスメントを受ける必要があることから、サービス利用の増加が見込まれます。その状況を踏まえ、平成29年度末時点における就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末時点比の7割以上(645人)増加することを目指します。
この目標値は、県内市町村の目標値の合計数であり、岐阜県の平成25年度末時点の就労移行支援事業の利用者数が、既に平成24年度比1.23倍の伸びとなっている状況を踏まえて、厚生労働省の定める指針を上回る目標とします。
- 平成25年度末の就労移行率が3割以上の事業所が41%であることを踏まえて、厚生労働省の定める指針と同様に、平成29年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

ウ 一般就労への移行等の数値目標を達成するための活動指標

- 福祉施設の利用者の一般就労への移行等の数値目標を達成するため、労働担当部局等と連携して次に掲げる事項について、障害者雇用の推進に関する活動指標を設定し、実現に向けた取組を定めます。

【福祉施設から一般就労への移行等 活動指標】

事 項	H25 年度実績	H29 年度見込
(1) 就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数	102 人	153 人
(2) 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援件数		120 件
(3) 障害者の状態に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	7 人	15 人
(4) 障害者トライアル雇用事業の開始者数	33 人	200 人
(5) 職場適応援助者による支援の対象者数	64 人	64 人
(6) 障害者就業・生活支援センター事業による支援対象者数	1,165 人	1,451 人

3 障害福祉サービス等の見込量と確保策等

(1) 指定障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保策等

国の基本指針では、都道府県障害福祉計画の作成に関する事項として、区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策及びその質の向上のために講ずる措置を定めることとされています。

第4期障害福祉計画においては、平成26年度までの障害福祉サービスなどの実績（見込）を踏まえ、平成27年度～29年度のサービス見込量を定めるとともに、その確保及び質の向上に関する方策を定めました。

今後は、この方策に基づき、県と市町村が協働して、障害福祉サービス等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。また、整備にあたっては、サービス提供事業者に働きかけを行うとともに、サービスの質の向上につながる支援を行います。

なお、サービス見込量は、各市町村におけるサービス見込量を基に積算しています。

① 訪問系サービス

ア 提供サービスの概要

項目	備考
居宅介護	居宅での入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたるサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由のため常時介護を必要とする人への居宅での長時間にわたる介護や移動中の介護などの総合的なサービス
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行うサービス
行動援護	自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障がいのある人又は統合失調症等の重度の精神に障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するためのサービス
重度障害者等包括支援	常時介護をする障がいのある人であって、その介護の必要な程度が著しく高い人のサービス利用計画に基づく、居宅介護等複数の包括的サービス

イ サービス見込量

	単位	第3期計画		第4期計画	
		26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
居宅介護	人分	1,490	1,588	1,715	1,846
	時間分	24,529	25,946	28,004	30,117
重度訪問介護	人分	31	36	41	47
	時間分	8,932	8,634	9,532	10,491
同行援護	人分	224	242	262	280
	時間分	4,076	4,373	4,597	4,856
行動援護	人分	110	127	138	152
	時間分	1,478	1,763	1,953	2,198
重度障害者等包括支援	人分	5	9	10	12
	時間分	644	954	1,024	1,256

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 事業者に対して、広く情報提供を行うなど、介護保険事業所をはじめとする事業者の参入促進を図ります。
- 重度訪問介護、同行援護、行動援護等専門的な知識・技能を要する分野について重点的に研修を実施し、従業者の養成を推進します。
- 在宅における重度障がい者の支援のため、重度訪問介護従業者研修や介護職員等によるたん吸引等の研修を実施します。

② 日中活動系サービス（生活介護）

ア 提供サービスの概要

項目	備考
生活介護	常時介護を要する障害支援区分3以上（50歳以上は障害支援区分2以上）の人を対象とし、主として昼間に おいて、障害者支援施設等で入浴、排泄又は食事の介護、創意的活動又は生産活動の機会を提供するサービス

イ サービス見込量

		第3期計画	第4期計画		
	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
生活介護	人分	4,240	4,356	4,538	4,690
	人日分	85,568	88,889	92,608	95,646

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 利用ニーズに応じたサービスの確保ができるよう、既存のサービス提供事業所と連携しながら、利用定員の拡大や新規事業の参入を促進します。

③ 日中活動系サービス（自立訓練）

ア 提供サービスの概要

項目	備考
自立訓練 (機能訓練)	病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続が必要な身体に障がいのある人等を対象とし、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を行うサービス
自立訓練 (生活訓練)	病院や施設を退院・退所した人などで社会的リハビリテーションの実施が必要な人を対象とし、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上を図るための訓練を行うサービス

イ サービス見込量

		第3期計画	第4期計画		
	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
自立訓練（機能訓練）	人分	8	12	17	19
	人日分	143	198	276	318
自立訓練（生活訓練）	人分	181	183	197	211
	人日分	3,346	3,443	3,675	3,907

ウ 見込量確保と質の向上の方策

- 新規参入事業者に対して広く情報提供を行うとともに、既存事業所に対しても、多機能型による事業運営を提案する等、参入を促進します。
- 対象となる障がい者が限定されており、確保可能な事業所数が限られることから、障害者自立支援協議会等を通じて、サービスが不足する地域を把握するとともに、広域的な見地で事業所の確保に努めます。

④ 日中活動系サービス（就労系サービス）

ア 提供サービスの概要

項目	備考
就労移行支援	就職を希望する人に、生産活動等の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス
就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な人に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスで一般雇用に近い形態のもの
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスで従来の福祉的就労（障害者授産施設）に近い形態のもの

イ サービス見込量

	単位	第3期計画		第4期計画	
		26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
就労移行支援	人分	358	414	474	534
	人日分	6,257	7,230	8,295	9,373
就労継続支援（A型）	人分	1,281	1,431	1,573	1,706
	人日分	26,591	29,517	32,299	34,911
就労継続支援（B型）	人分	2,309	2,416	2,510	2,610
	人日分	43,145	45,044	46,883	48,752

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 新規参入事業者に対して、サービス利用者の動向や圏域で不足しているサービス等に関する情報提供を行うとともに、設置予定市町村からも指導助言等が得られるよう市町村と情報共有を行い、参入の促進を図ります。
- 就労移行支援事業については、標準的な利用期間の定めがあり、一定期間以上の継続的な利用が制限されています。このため、経営上、大人数の定員設定が難しいことから、既存の就労系サービス事業所に対して、多機能型による事業運営を提案する等により参入を促進します。
- 就労系サービス事業の特に就労継続支援（A型）事業所には、社会福祉事業の経験の少ない管理者や従業者が多いことから、利用者支援するうえでの必要な知識や理解を深めるための研修等を実施し、支援の質の向上を図ります。

⑤ 療養介護

ア 提供サービスの概要

項目	備考
療養介護	常時医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービス

イ サービス見込量

	単位	第3期計画	第4期計画		
		26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
療養介護	人分	184	185	191	195

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 利用ニーズに応じたサービスの確保ができるよう、既存のサービス提供事業者と協議を重ね、利用定員やサービス提供体制が確保されるよう、協力を求めていきます。また、サービスの質を高めるための支援策についても検討を進めます。

- 既存の障害者支援施設の資源を活かし、重度の障がい者について旧身体障害者療護施設等において受け入れの協力を求めるとともに、そのための環境整備に向け支援を行います。
- 障害者自立支援協議会を活用し、訪問看護や短期入所、日中一時支援等を組み合わせた在宅支援サービスにより、入所待機中の療養介護対象者の在宅支援の充実について検討していきます。

⑥ 短期入所

ア 提供サービスの概要

項目	備考
短期入所	病気などで家族・保護者等による介護が受けられない等の理由により、一時的な期間での障害者支援施設等への宿泊を伴う入所・介護のサービス

イ サービス見込量

	単位	第3期計画		第4期計画	
		26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
短期入所	人分	675	752	797	882
	人日分	4,207	4,578	4,800	5,201

ウ 見込量確保と質の向上の方策

- 短期入所サービス提供事業所の基盤整備に対する助成や障害者自立支援協議会における働き掛けなどを通じて、医療的ケアの必要な重度の障がい児・者の短期入所の受け入れ先を増やしていきます。
- 医療的ケアの実態に対応した短期入所の報酬単価の設定を必要に応じ国へ要望するとともに、引き続き受け入れ拡大につながる支援策を実施していきます。
- 医療的ケアの必要な重度の障がい児・者が短期入所を円滑に利用できるよう、「岐阜県 地域でくらす かけはしノート」の普及を図るとともに、短期入所サービス提供事業所のネットワーク化や、サービスの利用に必要な情報の発信を行う相談窓口の設置を行います。
- 安心して短期入所サービスを利用できるよう、短期入所サービス提供事業所の看護・介護等に従事する職員を対象とした人材研修を実施します。

- 発達障がい専門外来診療機関の機能を拡充し、身近な地域における発達障がい児・者の診療の充実を図るとともに、地域において入院や短期入所の受け入れ先が確保できるよう、医療機関・福祉施設・相談支援機関等との連携を進め、基盤整備に対する支援を行います。

⑦ 居住系サービス

ア 提供サービスの概要

項目	備考
施設入所支援	常時介護を要する障害支援区分4以上（50歳以上は障害支援区分3以上）の人に主として夜間において、障害者支援施設等で入浴、排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス
グループホーム	共同生活を行う住宅で、相談や日常生活上の援助、介護を行うサービス

イ サービス見込量

	単位	第3期計画		第4期計画		
		26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度	
共同生活援助	人分	934	1,049	1,143	1,220	
施設入所支援	人分	2,337	2,337	2,337	2,337	

(注) 上記見込量は、県外施設利用者を含む。

施設入所支援のサービス見込量は、25年度末実績値（市町村の見込量の合計数値とは異なる）。

ウ 見込量確保と質の向上の方策

- 地域で暮らすための住まいの場として、グループホームの整備を促進します。特に、今後は、施設入所者や入院患者が地域生活に移行する場合の住まいの場として整備するとともに、同居している介護者の高齢化等も視野に入れた（家族同居からの巣立ちという）在宅からの移行に対応する観点からも整備を促進します。

また、グループホームの整備にあたって、地域住民の理解が得られやすいように、障がい者及びグループホームに対する理解の促進を図ります。

- 県営住宅における障がい者の優先入居を引き続き実施します。また、公営住宅の優先入居についても、グループホームの整備状況及び地域移行の進捗状況により、各設置者へ働きかけていきます。
 - 施設入所支援は、地域におけるセーフティーネットの役割を担っていることから、グループホームや介護保険施設等との役割分担を明確にし、限られた定員の中で必要とする障がい者に対し、適切な支援の確保に努めます。
- なお、入所施設に対する支援については、「2 数値（成果）目標」で記述しています。

⑧ 相談支援

ア 提供サービスの概要

項目	備考
計画相談支援	支給決定前のサービス等利用計画案及び支給決定後の計画の作成、一定の期間後にサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行うサービス
地域移行支援	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を提供するサービス
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を提供するサービス

イ サービス見込量

	単位	第3期計画		第4期計画		
		26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度	
計画相談支援	人分	4,167	4,545	4,701	4,886	
地域移行支援	人分	29	32	43	48	
地域定着支援	人分	22	29	36	43	

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- サービス等利用計画案の対象者の拡大に伴い、相談支援提供体制の量的拡大を進めるとともに、サービス等利用計画の見直しや困難事例への対応が十分に機能するよう、人材育成および地域体制の強化を図ります。

- 相談支援に従事する従業者については、相談支援に係る実務経験のほか、相談支援従事者研修を受講する必要がありますが、現任者の資質の向上のため、相談支援従事者現任者研修および専門コース別研修の充実を図ります。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、市町村が実施する3障害に対応する総合的な相談業務や権利擁護・地域移行等の施策を担う基幹相談支援センターの設置を促進します。
また、設置にあたっては、相談支援を担う機関・団体との調整が必要になることから、各圏域や市町村の障害者自立支援協議会等と連携し、地域の関係機関のネットワーク化を図ります。

⑨ 障害児通所支援

ア 提供サービスの概要

項目	備考
児童発達支援	通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービス
放課後等デイサービス	通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービス
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービス

イ サービス見込量

		第4期計画			
	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人分	2,874	3,014	3,127	3,241
	人日分	13,879	15,067	15,811	16,544
放課後等デイサービス	人分	1,053	1,185	1,303	1,408
	人日分	14,903	16,699	18,368	19,999
保育所等訪問支援	人分	200	241	252	259
	人日分	277	248	252	271

ウ 見込量確保と質の向上の方策

- 市町村による障がい児の療育支援体制の確保のため、市町村や児童発達支援事業所等のニーズに応じ、岐阜県希望が丘こども医療福祉センター（現 県立希望が丘学園、平成27年9月供用開始）の医師等の医療従事者や作業療法士等の派遣、関係職員の専門研修により、関係機関の障がい児支援技術の向上等を図ります。
- 各圏域の発達障がい児センターが中心となり、市町村と医療機関、児童発達支援事業所、保育所、保健所、学校等の関係機関が取り組む発達障がい支援体制づくりを進めます。
- 就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、学校と障害児通所支援事業所等の緊密な連携等を図り、県・市町村内で障害児支援担当部局と教育委員会との連携体制を確保します。
- 国が定める予定の「放課後等デイサービスガイドライン」の周知徹底や発達障がいに関する研修等により、放課後等デイサービス事業所の質の向上を図ります。

⑩ 障害児入所支援

ア 提供サービスの概要

項目	備考
福祉型児童入所支援	入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うサービス
医療型児童入所支援	入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うサービス

イ サービス見込量

	単位	26年度 (実績見込)	第4期計画		
			27年度	28年度	29年度
福祉型児童入所支援	人分	18	18	18	18
医療型児童入所支援	人分	33	33	33	33

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 医療型障害児入所施設「県立希望が丘こども医療福祉センター（現 県立希望が丘学園）」の再整備や、「岐阜県総合医療センター障がい児病棟」の新設等により、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児の入所ニーズに対応します。
- 施設等の発達障がい支援者の技量向上を図るため、発達障がい支援者を対象として、基礎研修・現場視察研修・事例検討等を組み合わせた専門研修を実施します。
- 強度行動障がいのある児者の受入れ拡大を図るため、講義による研修や施設現場での実地研修により強度行動障がいに対応できる支援者を養成します。

⑪ 障害児相談支援

ア 提供サービスの概要

項目	備考
障害児相談支援	支給決定前のサービス等利用計画案及び支給決定後の計画の作成、一定の期間後にサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行うサービス

イ サービス見込量

			第4期計画			
	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度	
障害児相談支援	人分	1,130	1,612	1,690	1,764	

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- サービス等利用計画案の対象者の拡大に伴い、相談支援提供体制の量的拡大を進めるとともに、サービス等利用計画の見直しや困難事例への対応が十分に機能するよう、人材育成および地域体制の強化を図ります。
- 相談支援に従事する従業者については、相談支援に係る実務経験のほか、相談支援従事者研修を受講する必要がありますが、現任者の資質の向上のため、相談支援従事者現任者研修および専門コース別研修の充実を図ります。

(2) 圏域ごとの障害福祉サービス等の見込量について

① 岐阜圏域

○訪問系サービス		第3期計画	第4期計画		
	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
居宅介護	人分	671	730	797	870
	時間分	11,089	12,053	13,119	14,289
重度訪問介護	人分	14	15	17	19
	時間分	4,216	4,527	5,015	5,497
同行援護	人分	99	106	115	124
	時間分	2,477	2,571	2,673	2,783
行動援護	人分	20	26	33	40
	時間分	299	397	481	565
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

○日中活動系サービス		第3期計画	第4期計画		
	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
生活介護	人分	1,526	1,577	1,647	1,708
	人日分	29,218	30,186	31,455	32,573
自立訓練（機能訓練）	人分	2	3	4	5
	人日分	43	63	84	104
自立訓練（生活訓練）	人分	62	67	72	78
	人日分	951	1,017	1,083	1,174
就労移行支援	人分	136	154	177	198
	人日分	2,147	2,436	2,798	3,118
就労継続支援（A型）	人分	617	706	770	838
	人日分	12,242	14,072	15,333	16,679
就労継続支援（B型）	人分	888	926	963	999
	人日分	16,141	16,799	17,470	18,098
療養介護	人分	65	66	69	70
短期入所	人分	238	289	303	363
	人日分	1,118	1,316	1,384	1,646

○居住系サービス

		第3期計画	第4期計画		
	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	人分	346	374	404	432
施設入所支援	人分	809	795	776	762

○相談支援

		第3期計画	第4期計画		
	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人分	933	1,165	1,090	1,138
地域移行支援	人分	3	7	11	14
地域定着支援	人分	2	6	9	12

○障害児通所、入所、相談支援

		第4期計画			
	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人分	671	739	803	874
	人日分	3,630	4,126	4,564	5,097
放課後等デイサービス	人分	535	584	629	675
	人日分	5,040	5,448	5,897	6,378
保育所等訪問支援	人分	11	13	16	21
	人日分	20	23	28	37
医療型児童発達支援	人分	106	110	116	120
	人日分	714	749	809	837
福祉型児童入所支援	人分	6	6	6	6
医療型児童入所支援	人分	22	22	22	22
障害児相談支援	人分	310	371	398	419

② 西濃圏域

○訪問系サービス		第3期計画	第4期計画		
	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
居宅介護	人分	270	294	317	342
	時間分	4,046	4,415	4,777	5,172
重度訪問介護	人分	6	11	11	14
	時間分	1,616	1,974	1,976	2,336
同行援護	人分	36	40	42	44
	時間分	481	574	599	639
行動援護	人分	58	62	64	68
	時間分	914	983	1,042	1,158
重度障害者等包括支援	人分	1	3	4	4
	時間分	48	138	148	148

○日中活動系サービス		第3期計画	第4期計画		
	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
生活介護	人分	777	819	858	893
	人日分	13,860	15,922	16,696	17,388
自立訓練（機能訓練）	人分	1	4	6	7
	人日分	6	42	77	97
自立訓練（生活訓練）	人分	38	43	45	47
	人日分	574	655	680	714
就労移行支援	人分	70	84	100	118
	人日分	1,164	1,401	1,679	2,006
就労継続支援（A型）	人分	222	240	268	300
	人日分	4,442	4,694	5,222	5,832
就労継続支援（B型）	人分	385	417	439	467
	人日分	6,751	7,260	7,749	8,316
療養介護	人分	44	45	46	47
短期入所	人分	109	121	130	134
	人日分	1,376	1,470	1,532	1,575

○居住系サービス		第3期計画	第4期計画		
	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	人分	170	186	213	230
施設入所支援	人分	338	340	338	332

○相談支援		第3期計画	第4期計画		
	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人分	1,286	1,544	1,630	1,709
地域移行支援	人分	19	9	11	11
地域定着支援	人分	15	9	10	12

○障害児通所、入所、相談支援			第4期計画		
	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人分	672	702	717	733
	人日分	2,771	2,913	2,992	3,070
放課後等デイサービス	人分	44	59	67	79
	人日分	361	574	629	707
保育所等訪問支援	人分	3	5	5	6
	人日分	8	22	22	24
医療型児童発達支援	人分	2	4	4	4
	人日分	9	30	30	30
福祉型児童入所支援	人分	0	0	0	0
医療型児童入所支援	人分	2	2	2	2
障害児相談支援	人分	533	573	592	616

③ 中濃圏域

○訪問系サービス		第3期計画	第4期計画		
	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
居住介護	人分	251	247	265	281
	時間分	3,828	3,616	3,896	4,128
重度訪問介護	人分	3	2	4	4
	時間分	781	471	841	858
同行援護	人分	42	43	46	48
	時間分	622	655	690	753
行動援護	人分	19	18	18	19
	時間分	104	136	141	144
重度障害者等包括支援	人分	2	2	2	3
	時間分	496	496	496	508

○日中活動系サービス		第3期計画	第4期計画		
	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
生活介護	人分	960	955	1,007	1,041
	人日分	18,958	18,833	19,805	20,473
自立訓練（機能訓練）	人分	2	2	4	4
	人日分	31	30	51	52
自立訓練（生活訓練）	人分	49	38	41	45
	人日分	880	729	815	890
就労移行支援	人分	40	50	60	71
	人日分	610	797	1,035	1,276
就労継続支援（A型）	人分	175	206	243	266
	人日分	2,986	3,641	4,281	4,687
就労継続支援（B型）	人分	485	498	519	541
	人日分	7,673	7,816	8,200	8,607
療養介護	人分	34	34	36	37
短期入所	人分	181	187	203	219
	人日分	976	994	1,058	1,129

○居住系サービス

		第3期計画	第4期計画		
	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	人分	210	259	281	294
施設入所支援	人分	500	469	457	445

○相談支援

		第3期計画	第4期計画		
	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人分	1,435	1,288	1,419	1,464
地域移行支援	人分	6	10	13	13
地域定着支援	人分	5	10	12	13

○障害児通所、入所、相談支援

		第4期計画			
	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人分	701	727	737	754
	人日分	2,199	2,328	2,375	2,436
放課後等デイサービス	人分	306	338	369	385
	人日分	7,970	8,936	9,850	10,713
保育所等訪問支援	人分	180	216	222	222
	人日分	239	191	187	193
医療型児童発達支援	人分	15	18	20	21
	人日分	105	125	141	146
福祉型児童入所支援	人分	3	3	3	3
医療型児童入所支援	人分	5	5	5	5
障害児相談支援	人分	96	404	431	455

④ 東濃圏域

○訪問系サービス		第3期計画	第4期計画		
	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
居宅介護	人分	217	231	245	259
	時間分	2,781	2,980	3,202	3,414
重度訪問介護	人分	8	8	9	10
	時間分	2,319	1,662	1,700	1,800
同行援護	人分	28	31	34	36
	時間分	271	319	356	377
行動援護	人分	6	13	14	15
	時間分	70	142	169	196
重度障害者等包括支援	人分	2	3	3	4
	時間分	100	200	200	300

○日中活動系サービス		第3期計画	第4期計画		
	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
生活介護	人分	759	784	803	822
	人日分	14,667	15,068	15,591	16,131
自立訓練（機能訓練）	人分	3	3	3	3
	人日分	63	63	64	65
自立訓練（生活訓練）	人分	23	25	29	31
	人日分	453	530	585	617
就労移行支援	人分	99	114	124	134
	人日分	1,700	1,980	2,145	2,309
就労継続支援（A型）	人分	233	242	252	259
	人日分	4,950	5,079	5,206	5,397
就労継続支援（B型）	人分	419	440	452	463
	人日分	8,212	8,663	8,929	9,145
療養介護	人分	27	26	26	27
短期入所	人分	111	118	122	127
	人日分	476	531	549	574

○居住系サービス

	単位	第3期計画		第4期計画		
		26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度	
共同生活援助	人分	163	182	195	209	
施設入所支援	人分	457	449	441	434	

○相談支援

	単位	第3期計画		第4期計画		
		26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度	
計画相談支援	人分	170	185	189	193	
地域移行支援	人分	0	4	6	8	
地域定着支援	人分	0	3	4	5	

○障害児通所、入所、相談支援

第4期計画

	単位	26年度 (実績見込)		27年度			28年度			29年度		
		人分	人日分									
児童発達支援	人分	629		640			664			674		
	人日分		3,360		3,581			3,771			3,842	
放課後等デイサービス	人分		147		179		210			236		
	人日分		983		1,131			1,278			1,374	
保育所等訪問支援	人分	6		7			9			10		
	人日分		10		12		15			17		
医療型児童発達支援	人分	0		0			0			0		
	人日分		0		0		0			0		
福祉型児童入所支援	人分		5		5		5			5		
医療型児童入所支援	人分		1		1		1			1		
障害児相談支援	人分		72		90		93			98		

⑤ 飛騨圏域

○訪問系サービス		第3期計画	第4期計画		
	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
居宅介護	人分	81	86	91	94
	時間分	2,786	2,882	3,010	3,114
重度訪問介護	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0
同行援護	人分	19	22	25	28
	時間分	225	254	279	304
行動援護	人分	7	8	9	10
	時間分	91	105	120	135
重度障害者等包括支援	人分	0	1	1	1
	時間分	0	120	180	300

○日中活動系サービス		第3期計画	第4期計画		
	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
生活介護	人分	218	221	223	226
	人日分	8,866	8,880	9,061	9,081
自立訓練（機能訓練）	人分	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人分	9	10	10	10
	人日分	488	512	512	512
就労移行支援	人分	13	12	13	13
	人日分	637	616	638	664
就労継続支援（A型）	人分	34	37	40	43
	人日分	1,972	2,031	2,257	2,316
就労継続支援（B型）	人分	132	135	137	140
	人日分	4,370	4,506	4,535	4,586
療養介護	人分	14	14	14	14
短期入所	人分	36	37	39	39
	人日分	262	267	277	277

○居住系サービス

	単位	第3期計画		第4期計画		
		26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度	
共同生活援助	人分	45	48	50	55	
施設入所支援	人分	132	132	130	127	

○相談支援

	単位	第3期計画		第4期計画		
		26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度	
計画相談支援	人分	343	363	373	382	
地域移行支援	人分	1	2	2	2	
地域定着支援	人分	0	1	1	1	

○障害児通所、入所、相談支援

第4期計画

	単位	26年度 (実績見込)		27年度	28年度	29年度
		人分	人日分			
児童発達支援	人分	201	1,919	206	206	206
	人日分			2,119	2,109	2,099
放課後等デイサービス	人分	21	549	25	610	28
	人日分				714	827
保育所等訪問支援	人分	0	0	0	0	0
	人日分				0	0
医療型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0
	人日分				0	0
福祉型児童入所支援	人分	5	0	5	5	5
医療型児童入所支援	人分	2	0	2	2	2
障害児相談支援	人分	119	0	174	176	176

⑥ 圏域合計

○訪問系サービス		第3期計画	第4期計画		
	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
居宅介護	人分	1,490	1,589	1,715	1,847
	時間分	24,512	25,961	28,006	30,129
重度訪問介護	人分	31	36	41	47
	時間分	8,932	8,634	9,532	10,491
同行援護	人分	223	243	263	281
	時間分	4,068	4,381	4,605	4,864
行動援護	人分	110	127	138	153
	時間分	1,478	1,763	1,953	2,199
重度障害者等包括支援	人分	5	9	10	12
	時間分	644	954	1,024	1,256

○日中活動系サービス		第3期計画	第4期計画		
	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
生活介護	人分	4,238	4,357	4,540	4,692
	人日分	85,528	88,913	92,651	95,689
自立訓練（機能訓練）	人分	8	12	17	19
	人日分	143	198	276	318
自立訓練（生活訓練）	人分	181	183	197	211
	人日分	3,346	3,443	3,675	3,907
就労移行支援	人分	359	414	474	535
	人日分	6,277	7,230	8,295	9,393
就労継続支援（A型）	人分	1,283	1,433	1,573	1,706
	人日分	26,617	29,547	32,303	34,915
就労継続支援（B型）	人分	2,308	2,415	2,510	2,611
	人日分	43,108	45,028	46,888	48,777
療養介護	人分	184	185	191	195
短期入所	人分	674	752	797	883
	人日分	4,196	4,579	4,800	5,205

○居住系サービス		第3期計画	第4期計画		
	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	人分	935	1,051	1,143	1,220
施設入所支援	人分	2,233	2,183	2,142	2,100

○相談支援		第3期計画	第4期計画		
	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人分	4,186	4,555	4,702	4,887
地域移行支援	人分	29	32	43	48
地域定着支援	人分	22	29	36	43

○障害児通所、入所、相談支援			第4期計画		
	単位	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人分	2,874	3,014	3,128	3,243
	人日分	13,879	15,067	15,812	16,546
放課後等デイサービス	人分	1,055	1,186	1,304	1,410
	人日分	14,914	16,705	18,374	20,010
保育所等訪問支援	人分	200	241	252	259
	人日分	277	248	252	271
医療型児童発達支援	人分	123	132	140	145
	人日分	828	904	980	1,013
福祉型児童入所支援	人分	18	18	18	18
医療型児童入所支援	人分	33	33	33	33
障害児相談支援	人分	1,131	1,613	1,691	1,766

第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、相談支援、移動支援、コミュニケーション支援など、障がいのある人たちが安心して自立した地域生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村が主体となって実施し、国（1/2）、県（1/4）は財政的な措置としています。

このうち、都道府県は、特に専門性の高い相談支援事業や広域的な対応が必要な事業、指導者育成事業などを実施することとされています。

県では、専門性・広域の視点から、次のような地域生活支援事業を展開していきます。

1 県が行う地域生活支援事業の実施に関する事項

（1）専門性の高い相談支援事業

① 発達障害者支援センター運営事業

- 発達障がいを有する障がい児・者に対し切れ目のない支援が推進できるよう、「発達障がい支援センターのぞみ」が中心となって各圏域の関係機関と連携し、身近な地域で適切な支援が受けられるように地域支援活動を推進していきます。
- 「発達障がい支援センターのぞみ」が中心となって、発達障がい児の家族が安心して子育てができるように、学習の場やペアレントトレーニングの場を広げていきます。

実施見込み箇所数・実利用見込み者数

年 度	27年度	28年度	29年度
実施見込み箇所数	1	1	1
実利用見込み者数	1,500	1,600	1,700

② 障害者就業・生活支援センター事業

- 社会福祉法人等に障害者就業・生活支援センターを設け、雇用・保健・福祉等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導・助言等を行うことにより、障がい者の就労の促進、生活の安定を図ります。
- 全ての圏域で、身近な地域で就業及び生活の一体的かつ総合的な支援が実施できるよう体制整備を推進します。

圏域ごとの障害者就業・生活支援センター箇所数（平成26年度）

岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
1 (※)	1	1	1	1

(※) 岐阜圏域にはアドバイザーを2人配置

実施見込み箇所数・実利用見込み者数

年 度	27年度	28年度	29年度
実施見込み箇所数	5	6	6
実利用見込み者数	1, 407	1, 429	1, 451

③ 高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障害に対する県全体の相談体制を強化し、医療関係者、県民及び市町村職員等への普及・啓発を図ります。

- 高次脳機能障害相談支援事業

相談体制を強化するため、支援拠点機関における相談を継続するとともに、身近な地域において相談が可能となるよう、圏域ごとに設置したコーディネーターが引き続き相談支援を行います。

- 高次脳機能障害啓発・人材養成事業

高次脳機能障害については、普及・啓発を継続することで、徐々に認知されるようになってきましたが、まだ社会的な理解が十分ではないため、さらに普及・啓発活動を継続していきます。

- 地域連携型の支援システムの構築

高次脳機能障害に対する医療やリハビリテーションを身近な地域で受けることができるよう、圏域ごとに指定した協力医療機関と支援拠点病院が連携を強化していきます。さらに、安心して地域生活が送れるよう、圏域コーディネーターが所属する地域支援協力機関とも連携し、地域連携型の支援システムを構築します。

実施見込み箇所数・実利用見込み者数

年 度	27年度	28年度	29年度
実施見込み箇所数	5	5	5
実利用見込み者数	1, 700	1, 700	1, 700

④ 障害児等療育支援事業

- 在宅障がい児・者の地域生活を支援するため、身近な地域で療育指導、生活指導及び相談等が受けられる体制の確立を目指します。

- 各拠点施設の専門的な職員が、訪問療育、外来療育、相談及び保育所等への技術的指導を行います。

【事業の具体的な内容】

- ア 訪問による療育指導
- イ 外来による専門的な療育相談、指導
- ウ 障害児の通う保育所や障害児通園事業等の職員の療育技術の指導
- エ 療育機関に対する支援

圏域ごとの障害児等療育支援事業実施見込み箇所数（拠点施設数）

岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	合計
2	1	3	2	1	9

実施見込み箇所数

年度	27年度	28年度	29年度
実施見込み箇所数	9	9	9

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図るために支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになりますことを目的としています。

① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

- 身体障がい者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成します。
- また、現任者に対するスキルアップ研修の実施により資質の向上を図ります。

登録見込み者数※

年度	通訳・筆記	27年度	28年度	29年度
登録見込み者数	手話通訳者	182	184	186
登録見込み者数	要約筆記者	61	75	89

※登録見込み者数は、県の手話通訳者・要約筆記者養成講座を修了した者で、試験に合格した者を登録しています。

② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

- 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成するとともに、現認者に対するスキルアップ向上を図ります。

実養成講習修了見込み者数

年 度	27年度	28年度	29年度
実養成講習修了見込み者数	20	20	20

(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようになります。

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

- 聴覚障がい者の自立と社会参加を図るため、障がい福祉関係団体が主催又は共催する広域的な行事に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

実利用見込み件数

年 度	通訳・筆記	27年度	28年度	29年度
実利用見込み件数	手話通訳者	241	241	241
実利用見込み件数	要約筆記者	79	79	79

② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

- 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

実利用見込み件数

年 度	27年度	28年度	29年度
実利用見込み件数	508	508	508

(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整体制を整備することにより、広域的な派遣を円滑に実施し、聴覚障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようになります。

- 市町村域又は都道府県域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市町村間では派遣調整ができない場合には、県が市町村間の派遣調整を行います。

(5) 広域的な支援事業

① 圏域相談支援体制整備事業

各圏域ごとに相談支援等に関する特別アドバイザーを配置し、市町村における障害者相談支援体制の構築に向けて必要な支援を行うとともに、広域的・専門的な相談支援を行います。

【特別アドバイザーの主な業務】

- ・ 圏域内における関係機関の連携体制づくりに関すること
- ・ 圏域障害者自立支援推進会議に関すること
- ・ 圏域内の相談支援業務のうち専門的な業務に関すること
- ・ 市町村自立支援協議会の設置・運営支援に関すること

- 市町村の自立支援協議会の運営の活性化と基幹相談支援センターの設置に向けた支援により、相談支援体制の整備を図るため、各圏域に1人（岐阜圏域は2人）の特別アドバイザーを設置します。

相談支援に関する特別アドバイザー見込み数

年 度	27年度	28年度	29年度
特別アドバイザー見込み数	6	6	6

② 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時に必要な緊急対応を目的としています。

ア 地域生活支援広域調整会議等事業

精神障害者に対する地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援を推進するため、各関係機関が広域的な調整のもと連携できる体制を地域において構築することを目的としています。

- 県内7保健所において、地域移行推進会議等を開催します。

実施見込み箇所数

年 度	27年度	28年度	29年度
実施見込み箇所数	7	7	7

イ 地域移行・地域生活支援事業

精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進します。

県では、精神障がい者の視点を重視した支援を充実する観点や、精神障がい者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点から、ピアソーター※の積極的な活用に努めます。

※ピアソーター

ピアサポート（精神障がいの当事者（経験者）として、自身の精神疾患や病状等の経験を通じて同じ障がいを持つ方に対して支援）を行う人。ピアソーターは、精神障がい者の相談や地域交流・自己啓発などの社会参加活動を支援する。

- ピアソーターを活用した精神障がい者の地域移行・地域生活支援を実施します。

実利用見込み者数（ピアソーター見込み者数）

年 度	27年度	28年度	29年度
実利用見込み者数	14	14	14

ウ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業

自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大します。

このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要です。

このような活動を行うために県によって組織される災害派遣精神医療チームがD P A Tです。

- D P A Tの説明会を医療機関に対して実施します。

開催見込み数（医療機関への説明会）

年 度	27年度	28年度	29年度
開催見込み数	1	1	1

第6章のとりまとめ（地域生活支援事業（都道府県事業））

事業名	27年度		28年度		29年度		実施に関する考え方
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	
(1) 専門性の高い相談支援事業							
①癡聴障害者支援センター運営事業	1	1,500	1	1,600	1	1,700	
②障害者就業・生活支援センター事業	5	1,407	6	1,429	6	1,451	「福祉施設からの一斉就労移行者数」の増加分を導用
③高次脳機能障害支援普及事業	5	1,700	5	1,700	5	1,700	各施設に相談機関を設置
④障害児等療育支援事業	9		9		9		
(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業							
①手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数（登録見込み者数）を記載							
②盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数（登録見込み者数）を記載							
③ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み件数を記載							
②盲ろう者向け通訳・介助員要員派遣研修事業 ※実利用見込み件数を記載							
④ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 ※実施の有無を記載	有		有				限外への派遣のうち市町村から広域調整を依頼されたもので市町村での対応が困難であると認められる場合に実施する
⑤ 広域的な支援事業							
①都道府県相談支援体制整備事業 ※相談支援に関する実アドバイザービー見込み数を記載	6		6		6		市町村の自立支援協議会の運営のうち市町村から広域化と並行して相談支援センターの設置を受けた支那の協議会を図るために、各施設に1名（岐阜県は2名）の特別アドバイザービーを配置
②精神障害者地域生活支援広域調整会議等事業 ア 地域生活支援広域調整会議等事業 ※「実利用見込み箇所数」欄に、草擬評価委員会の開催見込み数、協議会の開催見込み数の欄に記載 イ 地域移行・地域生活支援事業 ※「実利用見込み箇所数」欄に、「実利用見込み者数」欄に、実アドバイザーチーム設置見込み数を、「実利用見込み者数」欄に記載 ウ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業 ※運営委員会の開催見込み数を記載	-	7	-	7	-	7	
							県内7保健所において地域移行推進会議等を開催する
							地域でピアサポートを活用する
							DPATの説明会を医療機関に対して実施する

第7章 達成目標

【I】安心して暮らせる社会環境づくり

項目	設定事項	設定単位	達成目標		
			H26末 見込	期間増	H29末 目標
見守りネットワーク活動が実施されている自治会の率		%	68.5 (H25)	31.5	100.0
助け合い（生活支援）活動が実施されている小学校区の率		%	17.8 (H25)	32.2	50.0
乗合バス車両に占めるノンステップバス車両の割合	導入率	%	24.0	6.0	30.0
共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率		%	7.8 (H20)	20.2	28.0 (H32)
交番及び駐在所の改築、改修において、スロープ、自動ドア、ローカウンター、客溜の整備が行われた割合	整備率	%	39.3	8.7	48.0
手話通訳者の養成	養成人数	人	251	20	271
盲ろう者通訳・介助者の養成	養成人数	人	262	60	322
要約筆記者の養成（手書き、パソコン）	養成人数	人	手書き		
		人	0	28	28
避難行動要支援者名簿の作成市町村の割合		人	パソコン		
		人	0	26	26
避難行動要支援者の個別計画の策定市町村の割合		%	33.0 (H26.10)	67.0	100.0
県単位の災害福祉広域支援ネットワークの構築			未整備		整備済

介護福祉士等修学資金貸付利用者数（累計）	人	333 (H24)	480	813
学生等のインターンシップ、1日体験受入数 (介護)（累計）	人	304 (H24)	326	630

【II】社会参加を進める支援の充実

項目	設定事項	設定単位	達成目標		
			H26末 見込	期間増	H29末 目標
特別支援学校の新設校の整備の割合	整備率	%	90.0	10.0	100.0
スクールバスの片道乗車時間が 60 分を超える児童生徒の割合	割合	%	5.0		5.0 未満
特別支援学校における教諭の特別支援学校教員免許保有率	割合	%	67.9 (H25)	12.1	80.0 (H30)
県内障がい者の実雇用率	実雇用率	%	1.79	0.31	2.10
特別支援学校高等部卒業生の就職率	割合	%	34.1 (H25)	15.9	50.0 (H30)
「働きたい！応援団ぎふ」登録企業数	社	社	568 (H25)	232	800 (H30)
多様な障がい者委託訓練による就業者数の向上	就業者数	人	21	9	30
チャレンジトレーニング事業による就業者数の向上	就業者数	人	100	20	120
就労継続支援 B 型事業所の平均工賃月額	円	円	12,000	8,000	20,000
福祉施設から一般就労への移行等（※）					
年間一般就労移行者数	移行者数	人	102 (H25)	60	162

就労移行支援事業の利用者数	利用者数	人	383 (H25)	262	645
就労移行率が3割以上の事業所の割合	割合	%	41.0 (H25)	9.0	50.0

【III】日常生活を支える福祉の充実

項目	設定事項	設定単位	達成目標		
			H26末見込	期間増	H29末目標
難病ホームヘルパーの養成	養成人数	人	981 (H25)	319	1,300
福祉対応リフォーム実施済み県営住宅数	供給戸数	戸	207	30	237

福祉施設の入所者の地域生活への移行（※）

施設入所者数	入所者数	人	2,337 (H25)	未定	未定
地域生活移行者数	平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者数の4.8%(112人)の地域生活への移行を推進します。				

入院中の精神障がい者の地域生活への移行（※）

入院後3ヶ月経過時点の退院率	退院率	%	72.0 (H25)	0.0	72.0
入院後1年経過時点の退院率	退院率	%	90 (H25)	1.0	91.0
1年以上の長期在院者数	在院者数	人	2,506	△452	2,054
地域生活支援拠点等の整備（※）	平成29年度末までに各圏域に1つ以上の整備を推進します。				

【IV】質の高い保健・医療提供体制の整備

項目	設定事項	設定単位	達成目標		
			H26末 見込	期間増	H29末 目標
年に1回以上は歯科検診を実施する心身障害児 (者) 施設の割合	割合	%	76.7 (H23)	13.3	90以上 (H28)
年に1回以上は歯科保健指導を実施する心身障 害児 (者) 施設の割合	割合	%	72.1 (H23)	17.9	90以上 (H28)
園芸福祉サポーター活動実績	活動 実績	回	97	3	100

注：(※) は、第5章「国の基本方針に即して定める『第4期障害福祉計画』」における数値（成果）目標との重複項目。

【参考】

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）」（国の基本指針）に掲げる都道府県障害福祉計画に定める事項等（抜粋）

○都道府県障害福祉計画において定める事項

別表第三

事　項	内　容
一 都道府県障害福祉計画の基本的理念等	都道府県障害福祉計画に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定めること。
二 区域の設定	指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域を定めた場合に、その趣旨、内容等を定めること。
三 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	<p>障害者について、施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、平成二十九年度における成果目標を設定すること。</p> <p>特に福祉施設の利用者の一般就労への移行等の数値目標を達成するため、労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関と連携して、次に掲げる事項について障害者雇用の推進に関する活動指標を設定して、実現に向けた取組を定めること。</p> <ul style="list-style-type: none">① 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行② 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援③ 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講④ 障害者トライアル雇用事業の開始⑤ 職場適応援助者による支援⑥ 障害者就業・生活支援センター事業による支援

四 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保の方策	<p>① 市町村障害福祉計画を基礎として、平成二十九年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>② 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策を定めること。</p> <p>③ 市町村障害福祉計画を基礎として、地域生活支援拠点等の整備の方策について、圏域及び都道府県全域で定めること。</p>
五 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策	<p>① 障害福祉サービスの利用状況や供給体制について、国民健康保険団体連合会へ委託する自立支援給付の支払に関するデータの分析等により的確に把握すること。</p> <p>② 障害者等のニーズを踏まえ、必要な住まい、訪問系サービス、日中活動の拠点が適切に整備されているかという視点から課題を整理すること。</p> <p>③ ①及び②を踏まえ、障害者等の支援に必要となる指定障害福祉サービスの種類及び量の見通しを作成すること。加えて、当該見通しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービスを実施する事業所数を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画を作成すること。</p>
六 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数	平成二十九年度までの各年度における指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定めること。
七 都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	<p>都道府県が実施する地域生活支援事業について、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p> <p>① 実施する事業の内容</p> <p>② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み</p>

	<p>③ 各事業の見込量の確保の方策</p> <p>④ その他実施に必要な事項</p>
八 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置	指定障害福祉サービス等に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。
九 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項	都道府県障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定めること。
十 都道府県障害福祉計画の期間	都道府県障害福祉計画の期間を定めること。
十一 都道府県障害福祉計画の達成状況の点検及び評価	各年度における都道府県障害福祉計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

